

平成25年12月5日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

17番	伊藤正信	18番	大原功
-----	------	-----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	山田英夫	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊藤久幸	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 福祉課長	前野幸代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆
開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八木春美
監査委員 事務局長	松川保博	財政課長	石田裕幸
秘書企画課長	山口精宏	税務課長	伊藤好彦
収納課長	山守修	市民課長兼 鍋田支所長	平野進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告をいたします。

西尾張CATVより、本日より明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、伊藤正信議員と大原功議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の予定のあります三宮十五郎議員のほうから関係書類の配付依頼がありまして、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくをお願いいたします。

発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） おはようございます。抽せんで久方ぶりに最初の質問ができることを大変うれしく思っております。

私は、この間、都市計画税の問題で繰り返し市長にお尋ねをしまいましたが、市長は、住民の理解が得られれば、目的税として課税をして、下水道などの都市整備のために有効に使っていきたいと、こういうような立場を表明されてまいりましたが、この間、議会の議論、あるいはさまざまな場所でこの問題の議論が行われてきた中で、ますます多くの皆さんから、一日も早くこの問題に決着をつけて、安心して暮らしができるまちにしてほしい、こういう強い要請がございますし、私自身も、今後のまちづくりにとっても、皆さんの暮らしにとっても、今、弥富市にとって、この問題の決着を一日も早くつけることが非常に急がれている問題だというふうに思うようになりましたので、基本的には市長にお尋ねをすることになりますが、まずこの税金の課税の方法が、一応法律上、制度上でいいますと、固定資産税が課税標準額の1,000分の14を掛けて決定される。都市計画税につきましては、1,000分の3を限度として、市町村が決めて課税をすることができるというふうになっておりまして、21%余

りというような理解がありますが、実は軽減税率などという複雑な仕組みがありまして、実際に一般の皆さんにかかる税金の割合がどうなっているかということについてもなかなか混乱がございますので、最初にまず税務課長のほうから、都市計画税は、当然市街化区域の土地と建物にのみかかる、償却資産にはかからない税金であります。その場合に住宅用地につきましては、軽減税率の関係で、実際に名古屋市を初め、西尾張の古い6市がやっている方法で課税がされたとしますと、42.86%の上乗せになる。市街化農地も同じ割合で課税がされる。ただし、生産緑地については市街化調整区域とほぼ同じ評価で課税がされるというふうになっております。

さらに、弥富にとって非常に注目されるのは、実はこういう非常に低いところに建てられて、緊急時の避難場所がないということで、特に中心市街地もかなり不足している状況ですが、その際に、3階建て以上の耐火様式の鉄筋コンクリートや鉄骨などの災害時の避難所にも利用できるような建物等につきましては、一般の長期優良住宅もそうでございますが、景気対策や、そういうことへの対応ということもありまして、一般住宅の場合には、長期優良住宅の場合は現在は5年間、それから3階以上の耐火住宅につきましては7年間にわたって固定資産税が2分の1に軽減されると。その際には、実際に課税される固定資産税のやはり42.86%の上乗せになる課税があるというふうになっておりますが、それ以外の土地や建物、非住宅用地、あるいは雑種地等につきましては21.43%の課税というのが、現在この地方でやられている実際の固定資産税の上乗せの状態だと思っておりますが、それについて、そういう理解でよろしいか、お答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 伊藤税務課長。

税務課長（伊藤好彦君） 御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃられましたように、都市計画税では家屋の特例はございませんので、固定資産税での家屋の新築軽減、おっしゃられましたように、こちらにつきましては、建物により3年間から7年間となっておりますが、新築軽減の軽減期間中であれば、都市計画税が賦課された場合、約1.4倍から約1.43倍となりますが、軽減期間終了後では約1.22倍となります。

また、先ほどおっしゃられましたように、長期優良住宅、それから長期優良住宅の3階以上耐火住宅の場合でございますが、こちらにつきましても、軽減期間中であれば約1.38倍から約1.43倍となりますが、軽減期間終了後では約1.22倍となっております。

土地につきましては、都市計画税の特例はございますが、軽減率がどうしても縮小されておりますので、全体的では約1.43倍という数字になります。以上でございます。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） そういう相当大きな負担になるということについては、私もそのよ

うに理解をしておりますし、またこの問題について心配されておる市民の皆さんの中でもいろいろな議論がされておりますが、先日も佐古木地区の自治会で出された会員向けの回覧文書の中には、おおよそ1.22%程度というような記載もありまして、やはりどういう制度かということ、どういう負担ということについては、今のことで公の場所でも、もし仮によそがやっているような課税をすれば、そういうふうになるということを確認して、次の質問に移らせていただきます。

この間、私は、市民や国民の負担はもう限界に来ており、暮らしや実際の生業、なりわいの実態調査をしていただきたいということ、この問題を議論する前提として強く求めてまいりましたが、今お手元に配付をさせていただきました資料の一番最初のページというか、とじてあります一番表になっております、これは東洋経済新報社が、これでたしか21回目だと思いましたが、全国の市町村の住みよさ等について各省庁が出しております基礎資料等を通じまして、今年度版ですと46種類ほどを独自に分析して資料をつくって、そしてそれを数値化して、住みよさの全国、東京23区を一つの市というふうにしてカウントしたのもありますので、709市中で弥富市が36位、それから成長力の総合でいうと、全国のそれぐらいの市の中で4位、民力でいうと16位だとか、財政健全度でいうと45位というふうに、非常に高い評価がされております。

このデータの評価そのものが全てそのまま何でも当てはまるというふうには私も思いませんが、しかし、非常にたくさんの方のことを、やっぱり事実で知るという上では参考になる資料だと思いますが、まず私が驚いたのは、左側の真ん中ほどに書き込みで入れてありますが、実は東海4県96市のうち、平成20年度で比べて、23年度で市税の増収があったのは弥富市だけと。愛知県では、他の37市は0.9%から27.8%の減収、岐阜県は全ての21市が2.9%から14.2%の減収、三重県は全ての14市が1.1%から19.5%の減収、静岡県は23市が2.6%から22.8%の減収になっているということで、これがデータとして記載をされておりますが、本当に今、働く人たちの収入が減り続ける。そして、そのことによって、税収を初め、社会保険料と収入も減り続けて、国の土台や市町の土台が大きく壊されているということに改めて驚きました。

今の資料の次の、とじてあるほうからいいますと裏になりますが、弥富市(町)税の推移という昭和59年から平成25年の、これは私どもの予測でございますが、市が出している資料に基づいて推計を加えたものを含めまして、税収の総額、それから固定資産税の額と税収に占める割合、個人住民税の額と税収に占める割合、法人市民税の総額と税収に占める割合、最後に人口を記載してありますが、こういう財政系の統計は日本人を中心としたものに総務省のほうでしておりますので、全部日本人というふうにお考えいただいで見ていただきたいと思います。

なお、平成17年は合併前ではありますが、やっぱり合併前と比べてどうかということを見ていただく上でも、十四山と旧弥富町の2町村の合計を入れたほうがいいという思いもありまして、17年度は2町村の合計であります。それ以前は弥富町のものであります。

ここで見ていただきたいのは、平成4年が個人市民税が一番この間の大きい割合だった時期で48.6%。要するに収入に基づく税収ですね。人口で割りますと、1人当たり6万4,714円ほどの税収がありました。このときの固定資産税は、同じ方法で割りますと5万2,117円ということになります。それが、合併後の平成18年には、固定資産税は1人当たり8万370円、個人市民税は4万6,842円と大幅に後退をしております。そしてさらに平成23年度、要するにさっき申し上げましたようによその市町が大きく税収が後退をした中で、東海4県で弥富だけが20年度に比べてふえた。20年度は、それまでの税率に対して、例えば個人市民税につきましては20%の定率減税とか恒常化すると言っていたものがあったり、あるいは老年者控除が50万あったとか、いろんな増税措置がとられた後と、それから、国から交付税や保育所運営費負担金などを削減されたこともありまして、ここではその見返りとして税源移譲が行われて、国の弥富市に示されております資料によりますと、5億8,700万円が所得税の一部を振りかえたもの。さらに、さっき申し上げましたような庶民増税によりまして、少なくとも約4億円近いような税率の引き上げというか、そういうことによる増収分があったというふうに考えられますが、それで見てくださいと、実際に市税として入ったお金でいいますと、固定資産税が1人当たり10万159円、それから個人市民税は5万3,120円というふうになっておりますが、もし増税分や税源移譲分がなかったら13億円余りになって、3万円を少し超える程度、こういう状態になりまして、本当に勤労者や自営業者の所得収入が大幅に低下をする中で、市町村や国を支える体力が本当に落ち込み続けている中で、そういう庶民増税だとか、さまざまな社会保険料などの負担増によって、辛うじて今のまちが維持をされておるといことが大きく背景にあって、ある意味では、それ以前なかった介護保険だとか、後期高齢者医療保険制度だとか、こういうものもあり、国民健康保険も市町にとっては非常に大きな問題であります、負担の限度に近いような状態がずっと続いて、市もいろんな苦勞をしておりますが、こういう状況が一つ背景にあって、もう庶民の負担の限界にやっぱり達してきておるとい全体の社会的な背景があるということの一つは御理解いただきたいと思ます。

それからもう一つ、市長にお尋ねしておかなければならない問題は、さきの議会で、もし昭和60年のときから都市計画税がかけられておれば、弥富はもっと違ったまちになっていたのではないかという御発言がありましたが、実は違ったまちになってきた大きい背景は、どこが違っておるかということ、今配付しました2枚目の資料の尾張18市、さっき説明した反対側ですね。住みよさランキング等比較表2013(全国790市)、東洋経済別冊から抜き書

きをしたもの、真ん中の住宅地価から左側は丸々それを抜き書きしたものです。

それから、その23年度の資産課税からは、私のほうが、総務省が出している決算カード等を活用したり、あるいは保育料につきましては、弥富市が23年度に値上げを検討したときに、弥富の保育料と県下の各市町の保育料を各ランクごとに比較したものを合計して、そして、たしかよそが実際にお金を取っているのは11段階、弥富は10段階だと思うんですが、それを平均したもので出したものでございます。

そこで、ごらんいただきたいのは資産課税ですね。税のうち、資産課税。これ、真ん中の右側にありますが、弥富市は1人当たりで10万円。市の税収全体は17万4,000円でございますが、これはこの資料にも載っておりますし、決算カードにも載っている数字であります。それに対して、57.5%という割合で資産課税がされているのは、弥富市がこの尾張18市でトップです。

それから、固定資産税の税収につきましては、小牧市が、ここは上場企業の本社だとか、非常に尾張では珍しい、三河のトヨタ系の工場がいっぱいあるところと非常に似たような税収構造になっておりますが、ここが11万8,000円でトップ。2番目が弥富市なんですよ。だから、そういう意味で見えていただいても、都市計画税を実は取らなかったことが弥富市の固定資産税の増収を生み出し、そして、右のほうで見えていただきたいんですが、5つ目の納税者の個人所得、これは住民1人当たりで割ったものではなくて、納税した人の所得を集計したものでありますが、これは309万4,000円、この尾張18市の中でトップは長久手の398万3,000円で、弥富市は18市中11番目であります。そんなに所得の多い人が住んでいるまちではないということが言えると思いますが、そこで、税収全体では4番、それから固定資産税では、都市計画税も含めたものの額の2番目。そして、税収全体の中で占める資産課税はトップというのは、実は都市計画税がないことで、町時代は生産緑地なんかの市街化農地の緩和対策がないことから農業収入がだんだんだんだん低下する中で、農家の皆さんが、結局賃貸住宅などを選択するというのをされて、確かに相続税も含めて軽減をされますから魅力であります。実は都市計画税の負担がもう既に蟹江などはやられていた時期でありますし、後で市になりました長久手だとか、日進だとかということも取られておりましたが、本当に当時の状況で、土地の税金が毎年1割ぐらい上がっておる時期に、そんな都市計画税が上乘せされたら、とてもやっていけないという住民の皆さんの強い願いが反映されて、議会の多数もこれに同意をして、弥富は都市計画税を課税しないという、最終的に町長の提案が否決をされてやってきました。そういう状況の中で、名古屋に近い非常に便利なまち、それからもう一つは、早くから保育所は希望者全員が入所できる、1歳になれば入所できるという条件もほとんど全ての保育所で満たしていたこともありまして、働き盛り世代の皆さんの定住がずっと進んできたこと。あるいは、その後、子供の医療費無料制度を、飛島村に続いて

県下で2番目に中学校卒業まで無料にしたとか、こういう状況に助けられて、働き盛り世代の人たちが弥富に定住をする、あるいは弥富の子供さんたちも弥富から通勤できる範囲なら、今はもう農家の庭先でも、跡継ぎの方だとか、娘婿さんに別棟をつくって住んでいただくというようなことがずっと広がってきた。こういうことの中で、弥富の固定資産税の増収が、確かに西部臨海工業地帯に助けられたこともありますが、実際の全体の市税、固定資産税の増収ということからいうと、私は、長い目で見れば、西部臨海工業地帯の18年以降の伸びよりもはるかに大きなものがあって、今日の弥富がつくられてきている。

もう一方で、皆さん、本当にぎりぎりの暮らしをしている状況のもとで、少しでも暮らしにかかる負担を軽くしないと、特に雇用状況なども非常に悪くなった中で生活できないというやむにやまれない状況も相まって、賃貸渋滞の入居者がふえていく。そして、そういう人たちが暮らしも税金も払える仕組みがつくられてきたこと。

もう一つは、働く人たちが住みやすい、働き盛り世代の皆さんが住みやすい施策を歴代の町政、市政が、いろんな立場の違いはありますが、全体としては踏襲してくださったこと。また、そういう住民の世論や要請が強かったこと。このことに助けられて、今日の尾張18市の中でも、実際の住民の財力以上に税収を負担する仕組みができてきているというふうに私は見ておりますが、市長おっしゃられたように、都市計画税があつたらもっと変わっていったということなのか、そういう負担がなかったことによって、今日のこういうまちの発展がつくられてきたのか。この辺は、こういう事実の前で市長はどのようにお考えか、御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員の御質問に対し、順を追って御答弁させていただきたいというふうに思っております。

平成18年4月1日に、私たち新市弥富市は誕生したわけでございます。そして、21年から向こう10年のまちづくり、第1次総合計画がスタートし、いよいよ平成26年、来年度から後期計画が始まるわけでございます。その後期計画につきましては、12月16日にもう一度審議会を開催させていただき、議会の皆様には1月を目途に御説明申し上げていきたい。また、市民の皆様には3月を目標に全戸配付をしていくという形で、この第1次総合計画の後期計画につきまして御案内をしていこうというふうに思っているところでございます。

今日、先ほど三宮議員もいろいろ他の自治体との税収等々においてお話があったわけでございますが、まさに私は、今の時代は自治体間競争の時代になってきているというふうに思っているところでございます。いかに魅力あるまちづくりをつくっていくか、市民の皆様と一緒にあって、議会の皆様の御理解をいただきながらつくっていくかということがまさに重

要な時期になってきたなというふうに思っているところでございます。

それは、現在の定住者と、そして新たに移住をしていただく、弥富市に移っていただくというような方に対して、我々のさまざまな施策がきちっとニーズに合っている、あるいはそういう施策がマッチングしているということに対して、魅力あるまちづくりだということが御評価いただけるのではないかとこのように思っているところでございます。

後期計画の骨子といたしましては、やはり前期計画に続きまして、さまざまな都市整備計画を進めていかなきゃならない。それは、道路であったり、3・11以来の防災・減災の危機管理であったりするところでございます。あるいは、環境の整備といたしましても、上水道・下水道という形、あるいは防犯、交通安全というような諸施策を実施していかなきゃならない。あるいは少子・高齢化社会がますます進展するわけでございますので、その子育て支援をどうしていくか、あるいは高齢化社会に対して、どう市として支えていくかということについては、大変重要な施策であろうというふうに思っております。また、学校教育の充実もさることながら、しっかりとやっていかなきゃいけない。あるいは農業、大変厳しい農業、あるいは商工業の振興をどうしていくか。あるいは、今一番重要な市民との一体感、あるいは市民との協働という形の中でのまちづくりでコミュニティの育成をどうしていくかということが喫緊の課題ともなっております。これらの施策を進める上においては、どうしても財源の裏づけが必要になってくることは三宮議員にも御理解をいただけることだろうというふうに思っております。

そして、昨年、私どもは平成24年12月に25年からの5カ年の中期財政計画を示させていただきました。そして、元気なまちづくりを進めていくためには、きちっとした財政の裏づけが必要だということであるわけでございます。そして、この中期財政計画は1年ごとに見直しをしていくということを議会の皆様にもお約束をさせていただきました。今回、この中期財政計画の改定版がまとまりましたので、また御説明を申し上げていきたいというふうに思っております。

この間の5カ年計画の一番大きな問題は、何回も繰り返して言っておりますけれども、新市が一体となった平成18年から、いわゆる合併算定がえの特別の地方交付税を国からいただいているところでございます。この額は、臨時財政対策債を含めまして6億6,000万に上るわけでございます。これが平成18年から10年間ということでございますので、27年までが満額で、それからは減額の措置がとられ、平成32年までが最終でございます。そして、33年からは、その特別交付金というのはゼロになってしまいます。この問題が非常にまちづくりの中においては大きいということを言わざるを得ない。このことは何回も御説明させていただきました。

そして、中期財政計画の中で、歳出として私たちが考えていかなきゃならないことは、先

ほどもお話をさせていただきましたけれども、さまざまな社会保障制度の扶助費をどうしていくか、あるいは人件費等の義務的な経費をどうしていくかという中で、常に財政のバランスの指標としての経常収支比率を見ていかなきゃならない。あるいは道路、下水、あるいは防災・減災の危機管理というような状況の中で、さまざまな事務事業で投資的な経費も一定の金額を手当てしていかなきゃならないと思っております。

そしてもう一つは、多くの市債を抱えております。そうした中で、元利償還金に当たる公債費というものが非常に多くなってまいりましたので、その公債費の額及び比率ということも真剣も考えていかないといけないというふうに思っているところです。

そうした状況の中において、私どもは身の丈に合った予算編成をし、財政の健全化を保ちつつ、私たちはまちづくりを進めてきているというふうに思っております。これからもその姿勢で行きたいというふうに思っているところでございます。

都市計画税につきまして、いろいろと三宮議員の御意見がございましたけれども、これは先ほど申されたとおりでございまして、いわゆる目的税という形の中で、市街化区域の中にかけさせていただくということでございますけれども、土地・家屋の固定資産課税標準額の100分の0.3という額が最大限になっておるわけでございます。

そうした状況の中において、話もございましたけれども、昭和59年の9月に駅前整備計画という形の中で、三宮議員が、その議事録にもありますけれども、しっかりと駅前整備をしていただきたいという御質問がありました。そして、その当時の佐藤町長が、いわゆる不転の決意でこれからのまちづくりについてはしっかりと都市計画税をお願いしていかなきゃならないというふうにおっしゃっているわけでございますけれども、願いかなわず、61年3月の定例議会におきましてその条例は否決されました。そういうような状況に、現在までは再提案されることなく来ているわけでございます。

先ほども申し上げましたけれども、この地方税としての都市計画税につきましては大変重要な財源だろうというふうに思っております。三宮議員は、この都市計画税が課税していなかったために現在の弥富市の発展があると言われておりますが、私は決してそうではないというふうに思っているところでございます。

大変重要な地方税であるこの都市計画税が、仮にそのときに議決いただければ、私はもっと多くの住民サービスを提供できたというふうに思っておりますし、都市の基盤整備事業がもっと進んだらというふうに思っております。また、人口も今以上にふえていたかもしれません。そういうような状況の中で考えるのが妥当だろうというふうに思っております。

しかしながら、税の負担ということ、増税ということにつきましては大変市民の理解を得るところではございません。そのことは私も十分認識をしているところでございます。市民

の皆さんはもちろんのこと、企業においても増税ということは理解しがたいわけでございます。来年度からはいよいよ消費税が改定されます。あるいは電力料金等のエネルギー経費も上がってくる。あるいは消費税に伴うさまざまな諸物価の値上がりもあろうというふうに思っております。こういう状況のときに、私は、いわゆる都市計画税というのを議案として提出し、すぐ実行していくということは毛頭考えておりません。これからの市のまちづくりの一環として、税収大変厳しいという状況の中において、私は議会の皆様としっかりと協議、検討していきたい、また市民の皆様の声も聞きたいという形で、一つの意見として御提案申し上げます。

幸い弥富市も平成25年度税収順調に来ております。これは、さまざまな経済対策という状況の中でよい結果がもたらされつつあるというような状況でございます。この税収の改善がこれからも恒久的なものになるということは私どもとしても望むところでございます。

また、私たちが努力していかなきゃならないのは企業誘致、あるいはさまざまな税収という形の中において努力をしていかなきゃならない。また、歳出の削減という形の中で、さらなる行財政改革も進めていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

最終的にもう一度確認をさせていただきますけれども、都市計画税は、継続的な議題として、課題として、議会議員の皆様と機会あるごとに検討させていただきたい。これから中期財政計画ということにつきましてもまた皆様にお示しをさせていただきますけれども、大変厳しい状況があるわけでございます。そういった形の中で、一つの私の案として御提案させていただいておるものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、東洋経済新報社の都市データバンクによります2013年の住みやすさランキングというお話がございました。これは5つの観点でその算出の指標が出ておるわけでございますが、一つは、いわゆる病院であるとか、介護・老人福祉施設等の安心度が一つの尺度でございます。それから、小売店舗だとか、名古屋からの近距離という状況に対する利便度が一つの尺度であります。それから、快適度という中で、污水处理がきちっとこれからされていくかどうかということも大きな尺度でございます。もう一つの尺度は、いわゆる地方のそれぞれの自治体の財政力指数であります。そしてもう一つは、持ち家制度等々の比率でございます。そういったことがいろんなデータとして入力されてランキングが示されておるわけでございますが、このランキングに甘えることなく、次のステップとしてのまちづくりをしていかなきゃならない。これは名古屋近郊にあるから、ある程度ランキングは上がるんです。愛知県で、そういうような形で私たち以上にあるところは長久手であり、日進であり、豊明であるわけでございます。いずれもこれは名古屋近郊という状況の中での利便度、あるいは利用度という形の中でのまちの位置づけもあろうかなというふうに思っております。決してこれだけが住みよさランキングではないと思っております。もっともっと弥富市全体の中での住み

よさということを考えていかないと、我々はまちづくりということにはならないというふうに思っております。

そういった形の中で、私は都市計画税も含めて、これからの財政のあり方ということについて御答弁させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今、市長は、住民に負担をしてもらっておれば、もっと弥富は変わったという立場から、そして、今後積極的なまちづくり計画を進めていく上でも税財源の確保というお話をされましたが、現実問題として、先ほど申し上げましたように、本当に市民の体力、国民の体力は下がり続けてきております。例えば今お示しました表の一番初めのところ、「弥富」とある表の右上に面積・人口・世帯という表がありまして、その真ん中より少し下のところに若年層有配偶率・男、女という区分があります。これは25歳から39歳までの男性と女性が実際に住民のうちでどれぐらいの割合で結婚しているかという割合を示すものであります。弥富市は男性が51.4%、女性が63.9%であります。愛知県での順位は、男性が上から8番目、女性が19番目、愛知県は38市ですね。全国順位でいいますと、男性は131番目、女性は74番目と、全国順位でいうとかなりいいところにあると思うんですが、それにしたって、男性でいうとわずか51.4%。これが愛知県で8番という状態というのは、どんなに今、若い人たちが結婚して、子供を育てることができないような状況に置かれているか。それから、弥富で割方子供が減らずに来た大きい理由は、やっぱり子育て施策やそういうものに引かれて来ていただいたり、あるいは弥富から通勤できる人たちが自分の子供たちをこのまちから通勤させるということで、2世帯住宅をつくったり、あるいは別棟をつくったり、あるいは分譲住宅を用意したりということがかなり熱心に行われた結果であります。

ただ、こういう状況がずっと続いて、改善される見通しなんか全くありませんよね。アベノミクスなんていうのは、企業が世界で一番活躍しやすい、活動しやすい国にするということでありまして、こういう中日新聞の大型社説の中でも繰り返し述べられておりますが、人口問題なんていうのは日本の岩盤問題だと。こんな大事なことをいつまでも棚上げにして、こういう状態を放置するなんていうのはあってはならないことだと。政治にかかわる、当然上は国会議員から、下は私どものような市町村議員まで含めて、ましてや首長の皆さんはもっと大きな責任を負っておられるわけですが、しかし、雇用状態がどんどんどんどん悪くなっていく中で、社会保険にも入らない、入れない人たちをたくさん作り出す。とりわけ最近の商業関係の競争というのは、もうイオンでもしかりでありますし、それから、この周辺にできておりますコンビニだとか、何とか丼だとか、回転ずしだとかいうところのほとんどの従業員が健康保険を使わない状態で働けるというんですか、4時間以下だとかという働き方が強要されて、これで社会の競争が成り立っていますよね。ここと競争する

弥富の商店なんていいますと、私の近所にもありますが、喫茶店をお年寄り夫婦でやってあって、とにかく店を直す費用も一切考えない。椅子が破れればテープで張って、とにかくお客さんが来ていただける間、わしらも先は短いもんで、それでも何もせんよりはいいからというような状態で、本来の人が働いて、自分の生涯の暮らしや、あるいは結婚して、跡継ぎをつくっていくというようなことや、十分子供たちに教育をすることを保障し、社会のために税金や社会保険料を負担する、こういうことができないような労働の仕組みが蔓延した結果、こういう状況になっていますよね。ここをそのままにしておいて、きれいごとをどれだけ並べたって、最初に申しあげましたように、弥富は国からの税源移譲や増税によって、ある程度個人市民税は担保されていますが、それだって限界に来ている状況というのはやっぱり直視をしていただかないと、今計画を立てれば、税収がふえるというような状況じゃない。しかも、今、多くの市町で、実際に弥富ぐらいのまちで、公共下水道のために一般会計から5億も6億も、弥富の計画自身でもそういう状態ですね。将来はそういう負担をしていくという計画になっております。いろいろ計画を立てるということは誰でもできるわけですが、それが今の市民の皆さんの暮らしの実態や経済力、そういうものに応えていけるかどうか。

先日も一般紙でも報道されましたように、日本中で大幅に人口が減少する、高齢化が進む、働き手がなくなっていくと、こういうことが大問題になっておって、ここに本格的に国や自治体の責任で手をつけなければ、取り返しのつかないことになるというなら、私は下水道によって住みやすさを担保するとかということではなくて、下水道の整備が5年、10年おくれたところで、私は弥富の人たちの暮らしにそう大きい影響を持つようなことはないと思うんですよね。今、本当にぎりぎりの状態で暮らしが支えられている。例えば賃貸住宅につきましても、どういうことが起こっておるかといいますと、今の弥富の固定資産税を大きく支えている一つの要因であります。以前に川崎重工が海老江か錦浦に独身宿舎をつくりたいという話が出ておりましたが、しばらくそれがストップしておりました。そうしたら、事業所によっては、川崎重工が断念したから、ワンルームの賃貸住宅をつくれれば10年で元が引けますとって営業して、それにのってたくさんの人たちが賃貸住宅を建てたというような状態があります。そして、今、賃貸住宅をやっている人たちのいろいろ御意見を伺いますと、本当に経費やそういうものをきちんと見たら、年利回り2%ぐらいの利益が純利益としてあればいいほうだと。とても、そういう状況ではなくて、本来は経費として償却分として出費を伴わない、したがって、内部留保のためといて、リニューアルやそういうものに使う費用がほとんどたまらない。空き家が目立ち始めておまして、長期にかなり大規模に営業してきた人たちに対しても、銀行がもうこういう状態が続けば、とても利息やそういう負担に耐えられなくなるから、どこかを売却して借金を減らさなければ、あなたのところは成り立たな

いということを言われているとか、あるいは弥富は賃貸住宅が飽和状態になっておるということで、セキスイ系、特にプレハブや何かを中心にした2階建て以下ぐらいについては弥富での営業を全部中止をすると。飽和状態になっておりますと。あるいはUFJは、今、私たちから見れば、5階、6階、7階というような、いざというときに本当に避難できる場所としても利用できる、こういう非常に低い水害等の危険も心配されるところでございますから、そういう避難所ができれば大変ありがたいというふうに思いますし、今後のまちづくりはそれを考えていかなきゃいかんと思うんですが、6階建て以上の長期の改修が必要な事業計画に対しては一切もう融資の相談は受け付けないということをしてそういう事業をやっている人たちにUFJから通告がされているとか、そういう状態になってきております。

本当に今、安倍総理が言っておるような形で、何とかなる時代じゃなくて、今、市長も答弁の中でも言われましたように、本当に今自分のまちの住民が安心して暮らせるまちにするかどうかということは、市長にとっても、私どもにとっても喫緊の課題であります。そういう深刻な事態になっているということについて、市長はもう御承知でしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、後期計画の中における少子・高齢化時代に対して、私たちはますます高齢化の比率が高くなってくるわけでございます。現実的には65歳以上の人口が1万人を超えました。総人口が4万4,500人での1万人超えでございますので、高齢化率としては23%近くになるという状況でございます。今までこの市を、まちを育てていただいた先人の皆様でございます。いろんな形の中で私たちも感謝申し上げ、そして生活をしていかなきゃならないというふうに思っておるわけでございます。

私がかねがね申し上げております。弥富の福祉は後退させないということについて、これからは私の一つの政治理念としてしっかりとやっていきたいというふうに思うところでございます。

川崎重工さんのお話が出ましたので、少しお話をさせていただきます。

現在、日本毛織の敷地内に10階建ての川崎重工の単身独身寮が完成し、全部で256戸の個室ができておるというふうに聞き及んでおります。先月、11月から引っ越しが始められ、現在は120名ほどが新たな寮に住んでみえるというふうに思っております。弥富市内を中心に約100名ほどの賃貸の住宅にお見えになったそうでございますが、この方たちも自分の基本的な希望ということならば、漸次その寮に引っ越しされるだろうというふうに聞いております。

このように、企業が社員のために社員寮を完成させたということは、一つは、個人の負担の軽減ということがあろうかと思えます。そしてもう一つは、御承知のように弥富第1工場

の隣に、新たに東工場として350億の総投資をして新しい工場をつくっていただくことがあります。平成25年11月22日にその企業立地の促進に対する申請書が提出されました。総額350億、償却資産が何と150億という大きな企業でございます。これからの次期ジェット機として、ボーイング787の工場が拡張され、量産体制に入って行くわけでございます。そういったことに対する企業の取り組みであるということをご理解いただきたいというふうに思っております。

アパート経営をされているという形の中で、詳細については、海老江等における住宅、アパート、あるいはマンション、賃貸マンションということについては、私も詳細については聞いておりませんが、先ほど申し上げた理由等であろうというふうに思っております。アパート経営をされている方に対しては大変厳しい状況になるかと思っておりますけれども、お知恵を出していただきながら、その改善に努めていただきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、川崎重工に関しては、そのような形の中で、弥富市に対しても将来大きな夢を描かせていただける、そういう大きな企業であるということも御理解をいただきながら、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 私がこの川崎重工の問題で申し上げたのは、川崎重工がけしからんという話じゃないんです。結局市街化区域の農地の税金が高過ぎて負担できない。今度、特定市街地、いよいよ28年度には市が示した資料によりまして、1平方メートル当たり160円かな。1反歩1,000平方メートルで16万円を超える課税になることがさきに示されております。しかも、特定市街地になるわけでありましたが、このときに生産緑地の制度がきちんと市民に納得できるような形で伝えられなかったことが、生産緑地を選択した人はわずか7%で、まだ50ヘクタール以上の市街化農地がそのままになっていますよね。ここにそういう税金がかかるようになります。これに都市計画税を、仮に先ほど言ったような形でかけると、22万何千円というような1,000平方メートルの税金になります。とても耐えられる状況じゃない。

しかも、市長がさっきおっしゃられました。蟹江町は、弥富が否決するしばらく後まで都市計画税を取っていましたよね。要するにバブル期のときに弥富は都市計画税を取らずに頑張った。取った蟹江町は、結局もともと市街化農地の量もうちのほうが多かったということもあるんですが、蟹江町はそんなに税収がふえずに済んでいますよね。弥富は、結局そういう状況の中で、そういう負担がないことがぎりぎりの、今、市長は都市間競争と言われましたが、とにかく今、尾張18市の中で、実は住宅地の平均価格は弥富が瀬戸に続いて2番目に安い。愛知県の38市の中でびりから5番目に安いという状況だとか、都市計画税がないとか、

便利だとか、いろんな条件の中で、ゼロメートルで心配もある、液状化の心配もあっても、背に腹はかえられないから弥富に住むと。結婚して子供を育てるために、少しでもいい環境を用意したいということで弥富に今住んでくださっておるわけです。みんな、弥富の市民も、来る人たちも余裕があってじゃないんです。余裕があれば、長久手や日進のほう、名古屋東部に住居を構えますよね。海南病院の先生たち、ここで開業している人たち、ほとんど向こうに住んで、診療所はここだけど、こういう状況が今常態化しておるわけですが、そういう中でやっておる。そういう中で来ていただいた人たちも守る。それから、古くからこのまちを支えてきた人たちを守ることが、私は今弥富市にとって非常に大きな判断が迫られる時期に来ている。ここを、そういう負担をしていただいて、下水道なんかを整備することで、まちの活性化を図るといことなのか、今来ている皆さんの暮らしや、今いる市民の皆さん、頑張っている人たちの暮らしやなりわいを応援するという立場で事態を打開するのかわという選択が問われているのではないかというふうに思いますが、特に弥富の中で商業にかかわっているような人たちは後継者問題もありますし、人間として生活できないような給料で競争するような仕組みの中では、到底消費税が今度上がったってやっていけないから廃業するという人たちが、今まで頑張ってきた人たちの中にも続出しております。より本質的には、やっぱり以前に市長もそのとおりだとおっしゃられましたし、私も今申し上げましたが、働く人たちの収入がきちんと担保されるような働き方ですね。そういう社会を国や自治体挙げてつくっていくということを抜きにしては、私はどんな解決策もないと思うんです。そういうことが当面望めない状況のもとで、一時的に株の値段が上がったって、これで市民の暮らしがよくなったり、市の税収がよくなるということは考えられないわけでございますので、やはりその辺を十分御考慮いただいて、慎重な御判断をいただきたいということが一つ、もう一つは、申し上げておきますが、実は平成23年度に保育料の値上げをするという議論がされました。こういうのは敏感に、やっぱり住む場所をみんな探していますから影響しまして、それまでは合併当時の資料で見ましても、大幅に人口が減るといっておったのが、いろんな事情があって減らずに来ました。子供も減らずに来ました。23年度には、それまで0.2%程度だった0～4歳児の減少が2.6%になるとか、そういう状況になっております。そういう中で、さらに都市計画税等の負担という議論がされれば、私はやっぱり弥富に期待をしている人たちをがっかりさせることになると思いますし、市長は弥富の福祉は後退させない。それはやっぱり今急がなきゃならない事業を一時縮小してでも、予算を考えて、やっぱりそういう土台がよくなってきた中で直していけばいい話でありまして、そのことを強く市長に求めますが、御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 御承知のように弥富市全域で48平方キロということでございます。そ

のうちの21%が市街化に定められております。そして、そのうちの二十数%が未利用地という形であるわけでございます。そうした形の中においては、さまざまな理由があるのかというふうに思っております。しかし、私ども、先ほどから言っておりますように、その未利用地については、その地主さん、あるいは全体的な一つの構成というようなところでお考えをいただきながら、この未利用地を有効活用して行って、いわゆる本来の市街化地域としての土地利用という形の中で考えていただかなきゃならないだろうというふうに思っているわけでございます。

先ほどからも言っておりますように、そういうような状況の中において、都市計画税というのを即導入するということではございません。先ほども言っておりますように、目的税でございます。いわゆる街路整備であるとか、公共下水道事業という形の中でこの目的税を使用していくわけで、事業計画として使用していくわけでございますけれども、公共下水道事業も面展開を大きく伸ばしていきたいというふうに思っております。そうした形で、21世紀の環境整備もしていかなきゃならないということでございます。

いずれにいたしましても、大変厳しいという状況は十分承知しております。だから、私どもといたしましては、さらにこのまちづくりをしていく上において、それから中期財政計画をまたお示しをさせていただきますけれども、その中における弥富市の財源のあり方、財政の健全化ということについて、いろいろと議論を重ねながら考えていきたいということを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） もう時間がありませんので、一言だけ申し上げておきたいと思いますが、弥富のこの状況から見まして、本当に余裕があって皆さんがこういう負担をしておるんじゃないということはぜひしっかり御理解いただきたいと思えますし、それから、さっき申し上げました生産緑地の制度が十分理解できないうちに締め切られたということもありません。実際に制度を知っておる人たちはほとんど、しばらく農業をやるという人たちはやっておりますが、結局相続するときに解除がペナルティーなしでできるという肝心なことがほとんど伝わってない中で起こっておりますので、この問題は、都市計画税を課税するのは、今の賃貸の深刻な問題とあわせて、弥富にとって極めて深刻な問題を持っております。

それから、こういう増税や負担増の議論をすればするほど、子育てするなら弥富へという流れをみずから追いやっていくことにもなりますので、この辺は一日も早くきちんとした展望を持った市政運営をされることを強く求めて、質問を終わります。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

8番（三浦義光君） 8番 三浦義光です。

通告に従いまして、今回は、保育所の防災マニュアル、農業の将来について、市の補助金についての3点を質問させていただきます。

まずは、9月議会一般質問では小・中学校の防災マニュアルに対してお聞きしましたが、今回は保育所の東日本大震災以降の防災マニュアルについて質問させていただきます。

3・11東日本大震災により、岩手、宮城、福島3県で被災した保育所は700を超え、このうち津波などで全半壊した保育所は78に上りました。この3県によりますと、建物被害が大きい一方、施設での保育中の乳幼児が亡くなったのは1施設、3人だったということです。保育所には毎月1回の避難訓練が義務づけられており、事前の備えが人的被害の抑制につながったと見られております。

このうち、宮城県によりますと、今回の地震があった際、多くの保育所では昼寝の最中でした。保育士の方々は子供を起こして、おんぶしたり走ったりして、集団避難したといえます。宮城県子育て支援課は、毎月の訓練と冷静な判断が多くの子供たちの命を救ったと評価しております。

ゼロから5歳児を預かる保育所で、厚生労働省の基準に基づいて、火事や地震などを想定した避難訓練が少なくとも毎月1回義務づけられているのは自力避難できない乳幼児を限られた人手で守るためです。厚生労働省が定める保育施設の保育士数は、ゼロ歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人などとなっており、避難時の人手は多いとは言えません。

一方、幼稚園や小・中学校の避難訓練は、消防法で年2回以上と定められています。これは、大勢の人々が入り出る病院やスーパーと同じ基準で、教育委員会の防災担当者は学校での訓練を見直す上で、保育所の取り組みは参考になると言われております。

弥富市の保育所においては、大震災以降、津波対策マニュアルを改定、作成されましたか。以前のマニュアルと比較してお答えください。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それでは、保育所における津波対策マニュアル改定、作成についてお答えをいたします。

本市におきましては、東日本大震災前にはあらゆる災害が想定される場合には、保護者への引き渡しを原則といたしておりました。しかしながら、保育所という施設の性質上、保護

者の皆様は昼間は外で働いてみえるという方が非常に多いということでございますので、引き渡しの準備をして、お迎えをお待ちしておりますと、津波の到達時間までには間に合わない可能性が十分でございます。したがって、大津波警報が発表された場合など、まず園児の安全を一番に考えまして、いち早く避難場所に移動するようマニュアルの改定をしたところでございます。

議長（佐藤高次郎） 三浦議員。

8番（三浦義光） 前回の9月議会で質問させていただきました小・中学校の防災マニュアル変更と同様に、津波に関する避難には最善の改定だと思っております。若い園児と小・中学生とで、それぞれに即した対応をお願いいたします。

次に、先ほどの質問の答弁の中にも出てきましたが、このマニュアルの中の園児引き渡しルール化について質問をさせていただきます。

東日本大震災で宮城県石巻市の市立幼稚園の送迎バスが津波に巻き込まれた事故をめぐり、元園長が情報収集義務違反を怠った結果、高台から海側にバスを出発させ、津波被害を招いた安全配慮義務違反による損害賠償責任があると。大きな揺れが約3分続いたことなどから、津波は容易に予見できたと判断し、仙台地裁は園側の管理責任を認めた判決が出ております。

この判決で、宮城県内の幼稚園長は、対応を一步間違えれば同様の犠牲が出たかもしれない。人ごとではないと振り返っております。

同じ県内の保育所では、地震時、約50人の子供がいました。保育士らは子供たちを連れて避難する準備を進める傍ら、名簿をチェックしながら集まった保護者に約30人の子供を返しました。各家庭に配付される市の保育所のしおりは、震度5以上の地震と津波の発生時は保護者が子供を迎えに行くことと定めています。連絡がとれなくなることが想定されるためです。保護者の多くはしおりに従って保育所を目指したといいます。車や自転車で保育所へ向かう途中、母親5人が犠牲になったほか、子供を受け取って避難した後、第一波が引いて、自宅へ戻るなどした親子3組が津波にのまれています。保育所に残った子供約20人は約35分で避難を終え、全員が無事でした。当時、保育所長は、保護者と逃げたほうが安全という意識があり、一緒に避難しようという言葉は出なかった。残った子供を助けることで精いっぱいだったと振り返っています。

また、岩手県内の保育所でも災害時には迎えに来よう保護者に伝えていました。とにかく子供を早く保護者に返したいというのが本音で、ふだんの保育ですら責任が重いのに、緊急時に少ない職員で大勢の子供を見るのは大変だと関係者は打ち明けているそうです。

一方、周辺道路の渋滞などを理由に、迎えに来られた保護者を引きとめ、津波から親子を守った保育所もありました。小・中学校でも、生徒を引き渡さず、保護者と一緒に避難して難を逃れた例もありました。

群馬大学の片田敏孝教授は、ほかの災害と津波を分けて考える必要を訴えております。早く逃げなければならない津波の場合、保護者は子供を迎えに行くべきではない。引き渡しの手続の間にほかの子供が避難するための貴重な時間が奪われることになる。その上で、津波から子供の命を守るための最も効果的で効率的な方法はまとめて先生と一緒に避難することを指摘し、保育所や学校は、津波の場合、保護者の同意を得て、子供を引き渡さない前提で日ごろから避難訓練に取り組む必要があると提言しております。

愛知、三重、岐阜、静岡、福井の沿岸66市町村のうち、40の市町が東日本大震災後に保育所、幼稚園の津波対策マニュアルを改定、作成し、うち23の市町は災害時、園児をすぐに保護者に引き渡さず、園内待機、避難場所に逃げるなどを明記し、震災の教訓から引き渡しルールの見直しが進んでいると、中日新聞のアンケートでわかっております。

弥富市は、その中で、送迎、帰宅せず、最寄りの避難場所に移動と明文化されております。具体的な内容をお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 園児引き渡しのルールについてお答えいたします。

本市が保育所の保護者の皆様方にお渡ししております台風、地震等における登校・所についての文書の内容につきましては、登所後に名古屋地方気象台から伊勢三河湾に大津波警報が発表された場合は保育を中止し、安全な場所に避難すると記載しております。

なお、このような動きにつきましても、小・中学校のものと同様なものとしており、連携を図っております。

したがいまして、保育所自身が津波避難場所となっております保育所を除きまして、それぞれが近くのマンション、学校など、高い建物に避難するように定めております。その後、大津波警報が解除された場合は、その避難場所にお迎えに来ていただくようにしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 東日本大震災を教訓に、保育所は責任を持って対応していただいていると思っております。

また、せんだって、11月28日に起工式を行いました平成27年度完成の新白鳥保育所においては、最初から避難用外階段が設置予定です。2階建て園舎ですが、グラウンドレベルから1メートルかさ上げされ、津波避難には適した避難場所であり、保育所にとどまることが最善の策になり得ると思います。

次に、東日本大震災では、積み重ねた避難訓練の成果を発揮し、保育士、園児全員が難を逃れた保育所もありました。岩手県のある保育所では木造平家の建物が基礎ごと津波に流されましたが、訓練どおりに避難して、園児81人、保育士14人全員が無事でした。避難中、泣

いたりおしゃべりしたりする子は誰もいませんでした。訓練のおかげだと驚いていたと主任の保育士の方が当日を振り返っております。この保育所は、策定されていた津波防災マップに基づき、備えを見直し、指定避難場所へ最短で行けるよう、途中の民地を通らせてもらう許可を得て、乳児10人が乗れる手押し乳母車も購入、毎月の避難訓練では園児を時間内に避難できるような道を覚え込ませました。このような事例を踏まえて、保育所内の津波対策を含む防災への設備、そして保育士さんの日ごろからの心構えについて、質問をさせていただきます。

まず、避難についての設備ですが、リヤカーや手押し車、園児を背負えるおんぶひもなどが上げられます。また、浸水想定区域内の保育所では救命胴衣の配備も考えられます。また、違う面では、おむつやミルク、手指消毒液、ウエットティッシュなどの備蓄も考えたいところでございます。そして、設備面だけではなく、日ごろの意識改革も進めなくてはいけないと思います。マラソンや散歩の距離を伸ばし、園児の体力を増強する。昼寝時もトレーナーを着て、上履きを室内に置くなど、時間帯に応じた対策の導入。抜き打ち訓練や、毎回ルールを変更するなどして、実践的な訓練を行うなどが上げられます。

しかしながら、園児の足では避難に時間がかかり、逃げる際にパニックになる状況も考えられます。実際に災害が起きたとき、日ごろの意識づけや実践型の訓練をどこまで発揮できるかは難しい問題でございます。東日本大震災では、中学校の生徒が地震直後に避難を始めただけではなく、近隣の小学生の避難も誘導したという事例もあります。保育所側が周辺の企業や住民、学校に園児の避難誘導で協力を求めるなど、大人側が積極的に動くかどうかで幼い命が助かる確率も変わってきます。

弥富市としては、保育所の設備の充実度、また保育士の実践的な心構えはどうなっておりますか。お願いをいたします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それでは、保育所内の設備、保育士の心構えについてお答えいたします。

東日本大震災後、避難場所への移動手段としての乳母車、リヤカーなどが不足していると考えまして、昨年度には各保育所に1台ずつ、災害避難兼用乳母車を購入いたしました。その後、さらに不足する保育所には追加配備もいたしまして、迅速に移動できるように措置をしたところでございます。

また、救命胴衣の配備につきましては、浸水が早いと想定されます本市の南部の地域からということで、昨年度は栄南保育所に子供用の救命胴衣を配備いたしましたところでございます。

さらに本年度につきましては、十四山保育所、大藤保育所にも配備し、来年度以降につきましても、他の保育所へ順次拡大をしていくよう計画をいたしております。

消毒液、タオル、三角巾、おんぶひも、ロープなどは常に防災リュックに入れまして、持ち出せるように準備をいたしております。

次に、保育士の心構えについてでございますが、各保育所の防災マニュアルには、基本的な保育士の心構えも記載してございます。災害はいつ発生するかわからないため、どのような場合であっても子供の命を守り、安全に保育することや、日ごろから防災の知識を深め、的確な判断と素早い行動がとれるようにしておくことなどを心構えとして定めております。

また、御指摘のように日ごろの訓練が一番大切でございます。保育士だけでなく、園児もそのようなときに保育士の指示をよく聞いて、迅速な行動がとれるよう、日ごろから訓練していくことが必要だというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 少し追加答弁をさせていただきます。

現在、弥富市には9つの保育所がございます。それぞれの保育所におきましては、所長さんを中心に、3・11以来、避難訓練をしていただいているところでございます。そして、私も9つの保育所の設備という形の中で、園児を守るためにということで見せていただきましたけれども、日ごろ訓練を重ねておるとよくわかるわけでございますが、十四山保育所におきましては、非常に遠方まで避難をしていかなきゃならないというところがございます。平成26年度の計画の中で白鳥保育所と同じような形での外階段を設置できればというふうに考えておるところでございます。そうした形の中で、安心・安全を確保していきたいというふうに思っておりますので、追加答弁とさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

その昔、保育所にほとんど使わなかった乳母車を差上げたということを思い出しました。乳児の散歩用という思いでしたが、現在ではなかなか個人で乳母車を所有している家庭はないかもしれません。リヤカーについても、一般家庭では姿を消した一つのものでございます。近隣の方から借りるのは困難なことから、行政が準備していただくということしか今のところないわけでございます。救命胴衣に関しましても、できる限り早い段階で全保育所に配備していただくことを要望いたします。

最後に、小・中学生と異なり、幼い園児、ましてや歩き始めたばかりの乳児までいるわけですから、限られた人員の保育士の方々の避難時の負担はかなり大変なことであろうと思えます。しかし、保育士の方々も園児も綿密な訓練を繰り返し、有事の際には最善の行動がとれるようお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、弥富市の農業の将来について質問をさせていただきます。

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）に参加した場合の農林水産業の損失について、19道県がまと

めた試算、そこからは、国内で損失の少ない地域と多い地域の格差が一層広がる可能性が高いことがわかってきました。農産物の減少は経済全体にも及ぶというデータも明らかになります。参加によって波及する影響の大きさも改めて示されており、農業産出額で全国1位を誇る北海道は、乳製品のうち、バターやチーズなどが安価な外国産に置きかわって全減、砂糖の原料となるてん菜の栽培も全てなくなると試算をしております。

一方、黒豚で知られ、豚肉の生産額が全国1位の鹿児島県では、ブランド力を背景に、政府が全国で70%減と試算した減少率を45%にとどめております。ただ、比較的被害が少ないようには見えますが、県全体の経済への影響は甚大でございます。

しかしながら、米や野菜、果物の主要産地はほとんど試算をしておりません。米どころの多くの県は、単純に影響をはかることができないという思いを共有しております。自分たちで試算できないでいます。TPP参加で安い輸入品が入ってきた場合、国内の農産物の価格がどれだけ下落するかはっきりしておりません。

そして、ここへ来て、米の政策を見直す議論の会合が開かれ、5年後の2018年度をめどに、生産調整、減反を廃止する政府案は大筋で了承されました。1970年に始まった減反を半世紀ぶりに取りやめることが確定的となっております。11月中にまとめる農業活性化策に減反廃止を明記することを目指し、政府は大詰めの調整に入っております。農家の保護を優先してきた米政策は自由競争時代へと大きくかじを切ります。この減反廃止は、TPP交渉の行方をにらんで、農業の競争力を強化するのが狙いで、米の生産を抑える制度から、農家が生産量を判断する仕組みへと抜本的に改めます。農家に補助金を出す根拠となっている経営所得安定対策を大幅に見直し、減反に参加した農家に支払っている補助金は2014年度から大幅に減額し、減反廃止に合わせて、2018年度から支給を取りやめる方針です。ただ、米の政策の転換が生産現場に与える影響を和らげるため、当初、2014年度から支給対象を大規模農家に限定する方向で調整していましたが、対象に漏れた農家が収入確保のため、米を大量につくってしまう可能性があるとして判断し、2014年度から17年度までは減反に参加した全農家に補助金の支給を続ける方向で検討はされているそうです。

このように、担い手農家に農地を集め、経営効率を改善する大規模化政策に向かう現状、弥富市においても多くの稲作水田を擁しております。優秀な担い手農家も数多く見られます。現在の担い手農家数、そして担っている耕作面積はどれぐらいになっておりますか。また、農家の高齢化、後継者の農業離れで増加している農地の利用権設定の推移とあわせて聞かせてください。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 議員御質問の現在の稲作担い手農家数と、担い手が耕作する面積、利用権設定の推移につきまして御答弁をさせていただきます。

本市には、弥富地域農業機械銀行の構成員であります弥富受託部会は、個人、法人を合わせまして13名、十四山受託部会は6名、その他は6名の合計25名でございます。

次に、担い手の耕作面積でございますが、自己所有農地は36ヘクタール、利用権設定農地が408ヘクタールで、合わせまして約444ヘクタールでございます。

また、利用権設定の面積の推移についてでございますが、毎年12月31日現在の数値で御報告させていただきます。平成21年が258.8ヘクタール、平成22年が296.5ヘクタール、平成23年が346.2ヘクタール、平成24年が390.1ヘクタールで、毎年13から17%の増加をしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 弥富市の担い手農家は非常に優秀だと聞いております。年々増加していく利用権設定面積をどれだけ補っていけるか、この方々の力量にかかっていると思います。食と農業の未来を見据えて取り組んでいただきたいと思っております。

弥富市は、農業を守るためだけではなく、農業経営者を育て、1次産業が進化を図れるように支援を望みたいと思います。

次に、市内若手農業後継者、並びに定年退職者のUターン農業者への勉強の場、農業塾について質問させていただきます。

豊田市に、定年退職者などを新たな農業の担い手として育成し、生きがい型農業の実践を支援することで、遊休農地の活用と高齢化の生きがいづくりを進める。また、農業・農地の多様な機能を活用し、市民の農の新たな関係を構築する目的で農ライフ創成センターが2004年度より豊田市とJA愛知豊田で共同で運営されております。

豊田市は、言わずと知れたトヨタ自動車本社の所在地でございます。2007年に6町村が合併したことによって、行政面積が愛知県内で最も広い市になりました。人口も40万人を超える都市であります。豊田市の前身である挙母町にトヨタ自動車の工場が誘致されたのは1938年のことで、その後の高度経済成長期に日本全国から自動車産業に就業するため、大量の人口が流入をしております。

このような地区に設立された農ライフ創成センターの主な事業内容は、新規就農者を育成するための担い手づくりコースと、誰でも気楽に野菜づくりを体験できる旬の野菜づくりコースなどが用意されています。それらの研修事業がございます。貸し付け希望地にかかわる情報を収集し、担い手づくりコース修了者に対して農地をあっせんしたり、旬の野菜づくりコースの修了者には、市や農協が開設した家庭菜園、市民農園や民間の農園の開設を進める農地仲介事業、そして農作業の人手を要する高齢農家などに対して、担い手づくりコース修了者などの援農希望者をあっせんする農家仲介事業、その他、研究開発事業の4本立てがこの創成センターの主な役割でございます。また、センターの特徴は、継続的に農業への新規

参加者を輩出していることだけでなく、センターの修了者たちが結成した定年帰農者を中心とする組織活動も注目が集まっております。

農作物栽培充実研修はJAの得意分野ではありますが。しかしながら、農地仲介事業などは行政が介入しなければ行えません。弥富市の後継者、Uターン農業者、定年帰農者などに農業研修を行える農業塾などの現状、並びに市としての支援は行っておりますか。お願いをいたします。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 御質問の農業塾の現状及び市の支援につきまして御説明をさせていただきます。

JAあいち海部は、平成18年度よりわいわい農業塾を開催しております。内容といたしましては、主にトマト、ナス、ピーマン、トウモロコシ等、季節に応じた野菜を播種から収穫まで学ぶもので、基本的な講習と実習を毎月1回、年12回開催されております。

受講資格といたしましては、JAあいち海部管内の在住の組合員、準組合員、またはその家族で、今年度は79名が受講されており、9割以上が60歳以上の定年退職者の方とお聞きしております。

また、農業塾に対する支援でございますが、市といたしましては現在のところ行っておりませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） JAあいち海部のわいわい農業塾に関しては、月に1度、年間12回では、余りにも農業を習得するには少な過ぎると思います。

豊田市の事例は、県内の先進地を紹介しただけでして、農地の内訳で水田と畑の割合が異なり、弥富市のように水田主体の状況では参考になり得ないのかもしれないかもしれません。しかしながら、行政とJAが一体となったこの事業はぜひ市の皆さんにも知っていただきたいと思っております。

近隣では、愛西市とJAによる愛西レンコン道場が行われており、研修中及び就農後に青年就農給付金が支給されております。また、飛島村では、ハウレンソウ、ネギを対象に、Uターン組農家さんが農業塾を受講しようとしております。

弥富市であれば、まず弥生地区、白鳥地区に菜花、甘長ピーマンなどを対象に農業塾が開設できると定年帰農者の応募者があるのではないかと思います。行政、JAと一体となった支援を望みたいと思っております。

次に、豊田市農ライフ創成センターは、高度成長期に労働力として全国から移住した若者たちが定年退職を迎えるに当たって、彼らの退職後の生きがいを創出するのが課題で設立された一端がございます。この生きがい型農業の実践を支援することで遊休農地の活用を進め、

市民の農の新たな関係を構築することでございます。

65歳を高齢者と国連が区分したのは1950年代です。当時の日本の平均寿命は男女とも60代でした。今は人生80年時代を迎え、60代は高齢者ではございません。それを前提に、働き方を見直す必要がございます。ただし、個人が農業に参入することは容易なことではございません。機械や労働力などを適切に利用するため、営農計画を持っていること。農地の取得者が必要な農作業に原則年間150日以上従事すること。そして、これが一番難しいことですが、農地取得後の農地面積の合計が50アール以上であることが必要など、農業委員会がこれらの農地全てを効率的に利用することを要件として許可を出していただいております。

先ほどの取得経営面積50アール以上というのは、弥富市を初め、近隣の愛西市、飛島村も同様でございます。しかしながら、農地法第3条第2項第5号、括弧書きの別段の面積、いわゆる下限面積は、農地法の改正により平成21年12月から各農業委員会が定めることとなっております。農ライフ創成センターがある豊田市では、知事が農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項により農業振興地域として指定した区域に限り下限は10アールでございます。

畑が多く、遊休農地がある豊田市と、水田地域の弥富市で、優秀な担い手が委託作業をしている遊休農地が存在しない地域とでは、環境が余りにも違うのは理解をしております。下限面積を10アールにしろと言っているわけではございません。違う方面から見て、6次産業化の企業参入問題もございます。弥富市の将来を見据えて、個人にはもう少し間口を広める政策を望みます。市の考えを聞かせてください。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 弥富市の将来を見据えた市の考え方をという御質問でございますが、平成21年の農地法改正によりまして、耕作目的で農地の権利を取得する場合には、下限面積は各市町村の農業委員会で制定できるようになりました。

弥富市における下限面積につきましては、議員おっしゃるとおり50アールでございます。水稻を主体といたしました市の農地を適正に保つためには、農地を適正に管理できる農家、担い手でございますが、規模や技術が必要であることから設定をされております。議員が言われますように今や人生80年時代を迎え、60歳で定年してからの人生設計を考えるのは大変重要なことだと思っております。

近年、定年してから農業を始めようという方もお見えになり、今後も定年帰農者への対策を進めていかなければならないことは認識しておるところでございます。

市といたしましては、先ほどの質問の中にもございましたが、JAあいち海部が主催いたします農業塾への支援、その後の農地の利用につきまして、一度JAや管内市町村とも協議をいたしまして考えたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以

上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 弥富市の農業委員会の考えもあろうかと思えます。いきなり緩和をして、混乱を招くことも考えられます。企業などの参入を望むわけではございません。あくまでも個人に対してということでございます。農業に逆風が吹くこの時代だからこそ、将来を見据え、早急な判断を望みたいと思っております。

最後に、県下でも有数な水郷地域でもあり、弥富市もTPP参入、減反政策の廃止で米づくりはどのようになっていくか、混沌としております。この中、愛知県は11月25日から7日間、香港で愛知産農産物などの販売促進会、愛知フェア・イン・香港が開催され、品質のよさをアピールしてきました。まだまだ鮮度を保つためのコストに見合った品質を提供できるかの問題はございます。弥富市としても、米づくり以外の農地利用、米以外の特産品を将来に向けて、農業が窮地に陥る前に模索をして、県内外、国内に売り込んでいただくことを要望いたしまして、このテーマの質問を終わらせていただきます。

それでは最後に、弥富市の2つの補助金について質問させていただきます。

まず、協働のまちづくり推進事業、地域づくり補助金でございます。

事業の趣旨は、少子・高齢化社会の到来や地方分権社会に対応した市政運営を図るため、また第1次弥富市総合計画で目指す市民と行政との協働まちづくりを推進し、情報、意識の共有、市民参画、NPOなどの育成・支援を一層発展させるため、地域づくりの担い手である団体などが地域において自主的かつ主体的に行う公益的なコミュニティ活動事業に対し、その経費の一部を補助するものでございます。

補助対象団体としては、学区、地区コミュニティ推進協議会、またはNPO、自治会、町内会、ボランティア団体、サークルグループなどの団体でございます。そのうち、1つ、市内に事務所、または事務所機能を有すること。2つ目、団体の活動範囲が弥富市内であること。3つ目、5人以上で構成されていること。4つ目、団体の代表者及び運営の方法が会則などで定められていること。この全ての要件に該当する団体でございます。

補助金の限度額は、学区、地区コミュニティ推進協議会を対象とするものには1事業につき50万円、NPO団体、自治会、町内会、ボランティア団体、サークルグループなどを対象にするものには1団体年額5万円となっております。ここまでは応募要領を見て理解ができました。しかし、補助対象となる事業、ならない事業、認められる経費、認められない経費、一度に把握できないというわかりにくいものでございました。もちろん市民の方が担当窓口で補助金申請に来られても同様のことになると思います。今回、私に相談された方も補助が認められなかったということでもございました。

これは通告と順不同になりますが、自主防災組織補助金についても、市民の方が申請時に

同様の戸惑いについて相談を受けております。

自主防災には、まず立ち上げ時に結成補助金、次年度からは参加人数により金額は異なりますが、活動補助金が受けられます。今回の相談はこれらではなく、防災資器材などの整備に必要な経費に対する補助金についてです。この補助金額は、事業費の85%以内、50万円を限度とするものですが、補助対象がわかりづらいというものでございました。地域づくり補助金、自主防災組織補助金、それぞれの趣旨は違いますが、あわせて補助内容により、よりわかりやすく、再度説明をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 最初に、地域づくり補助金について説明させていただきます。

この補助金につきましては、毎年4月から6月までを申請期間とし、申請受け付けをいたしております。その申請に基づきまして、審査後、交付決定を行い、事業を実施いただきます。その申請受け付けの時点で窓口において概要を伺いまして、補助事業の要件に該当するかどうかを確認させていただいております。補助対象となる事業としては、地域住民が連帯意識を高める上で必要と認められるコミュニティ活動事業で、地域安全、防災・防犯でございます。福祉、保健、環境保全、環境美化、子供の健全育成、文化・芸術・スポーツ振興などの事業でございます。

次に、補助対象とならない事業は、1つ、国、または市から他の補助制度の適用を受ける事業。1つ、宗教的活動、または政治活動を目的とする事業。1つ、営利を目的とする事業。1つ、事業の主たる効果が市外で生じる事業。1つ、単に設備及び物品の購入を目的とする事業。1つ、個人給付等の補助的な事業。1つ、スポーツ関係団体等の通常の交流大会。1つ、芸能団体等の発表会に係る経費。1つ、地域の定期的な行事、例えば各地区のお祭り、運動会、敬老会など。1つ、生涯学習や趣味的な活動。1つ、特定の個人や団体、または構成員のみが利益を受ける活動でございます。

次に、補助対象となる経費としては、事業の実施に係る報償費、消耗品費、燃料、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料などがあります。

補助対象とならない経費につきましては、団体の事務所などを維持するための経費、家賃、光熱水費。次に、団体の経常的な活動に要する経費、例えば総会の会費だとか、会員の交通費、人件費、謝礼などがございます。次に食料費、ただし、会議、作業活動に不可欠な飲み物につきましては申請時に判断させていただいております。次に、不動産の取得に要する経費。次に、備品の購入、次に、傷害保険料、損害賠償保険料、次に、その他該当事業の実施に直接必要と認められない経費でございます。

なお、補助対象事業、経費などにつきまして、今御説明申し上げましたが、詳細不明なところにつきましては、秘書企画課のほうへ問い合わせいただき、御相談いただきますようお願いいたします。

願いたいと思います。

次に、もう一つのほうの質問でございますが、自主防災組織補助金のうちの防災資器材の整備に必要な経費に対する補助金についてお答えいたします。

補助金額は、議員の御承知のとおり事業費の80%以内で、上限は50万円でございます。補助対象品目は、原則備品で、自主防災組織の共助活動に必要なものを対象としており、自助として備蓄していただく非常食などは対象としておりません。

なお、例といたしまして、毎年4月の区長会のほうで補助対象品目の一覧表を配付しております。補助対象区分としましては、防災倉庫、初期消火資器材、救助用資器材、救護用資器材、訓練用資器材となっています。補助対象品目の一覧表のほうをごらんいただきまして、記載されていない品目につきましては、防災安全課のほうで御相談いただければと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ただいまの説明の中で、まず地域づくり補助金では消耗品費についての解釈でございます。準備などで必要な材料と明記はされてございますが、個人が負担することが妥当と考えられる材料費は対象外となっております。ここが一番申請に来られた方との意見が食い違うところでございます。また、自主防災組織補助金については、共助活動に必要なものが対象で、自助としてのものは対象外となっております。何が共助活動の備品なのか、自助にかかわるものなのか、判断が食い違うところでございます。もちろん大切な皆様の税金で支出している補助金でございます。不正な拠出はいけません、やる気を持って来られる団体の気持ちを損ねないよう、細部の見直しが必要な時期なのかもしれません。検討を要望しておきます。

順番は入れかわりましたが、弥富市の補助ではありませんが、愛知県から交付されているあいち森と緑づくり都市緑化推進事業、三ツ又池公園においての市民参加の植樹祭を実施し、芝桜を1万5,000株植樹する活動に活用されてございます。この事業の財源であるあいち森と緑づくり税の当面の課税期間は平成25年度までの5年間としておりましたが、計画どおり後半の5年間も事業が継続され、平成30年までになりました。現在の活動状況、県の事業が終了した後の見直しをお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 議員御質問の植樹祭の現在の活動状況と今後の見直しについて御説明をさせていただきます。

三ツ又池公園の芝桜、植樹祭につきまして、今年度は11月16日に13団体、180人のボランティアの皆さんの御協力によりまして1万5,000株を植栽したところでございます。平成21年度から始まりました芝桜は、拠点広場、サブ広場、環状道路の沿線沿い、中之島の一部に

において、5年間で7万3,000株を植栽したところでございます。

今後の植栽計画でございますが、まずは中之島の残り部分でございます約4,500平方メートルを4年から5年で完了し、その後についても可能な限り植栽をしたいと思っております。さらには、愛知県の豊根村にあります茶臼山高原には現在40万株の芝桜が植栽されております。この三ツ又池公園におきましても第2の茶臼山を目指し、弥富市の観光スポットとして位置づければいいかなと思っております。

次に、今後の見通しについてでございますが、この芝桜植栽事業につきましては、議員おっしゃいましたように、あいち森と緑づくり税を財源とする都市緑化推進事業交付金により実施をしております。事業の交付期間は10年間でありまして、平成30年までの予定となっております。今後もこの交付金を活用し、その後、県の事業が打ち切られた場合におきましては三ツ又池保全基金により対応したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 茶臼山高原には、植栽面積、植栽株数も及びませんが、色の鮮やかさでは三ツ又公園も負けてはございません。むしろまさっていると言われる方も見えます。第2と言わず、どうか県下の芝桜公園を目指していただきたいと思えます。

そして、平成30年以降もこの事業が長く続くよう、弥富市、そして市民の皆様の活動をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきますが、最後に、先ほどの地域づくり交付金、並びに自主防災組織補助金について、これ見直しはございませんか。市長の考えを最後に聞かせてください。お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 各種団体の皆さん、あるいは住民の皆さんがこの地域まちづくり補助金、私、平成20年から始めておるわけでございますが、大変人気を博しているなあという形で、また地域のコミュニティの活性化、あるいは地域づくりについて大変な御協力をいただいているということをおの場をかりまして感謝するわけでございますけれども、わかりにくい御意見ということは余り伺っておりません。これも買えますか、あれも買えますかという中で、御要望が拡大しているかなというふうに思っております。見直すところがあれば、見直しをしていきたいというふうに思っております。

自主防災組織も同じことでございます。いろんな資器材を具体的に定めさせていただいておるわけでございますが、こういう資器材はどうなんだという形の中で拡大をしていきますので、その辺のところ少し見直していかなきゃならない部分かなというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8 番（三浦義光君） ありがとうございます。

各組織の士気が上がるよう、今後とも検討していただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は12時45分とします。

~~~~~

午後 0 時02分 休憩

午後 0 時45分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

1 1 番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

それでは、通告に従いまして、1 点目に、子ども安心カードについて質問をいたします。

文部科学省は7月末、東京都調布市の市立小学校で食物アレルギーのあった5年生の女子児童が給食でおかわりをした際に、誤ってチーズ入りの韓国風お好み焼き、チヂミですが、このチヂミを食べて死亡した昨年12月の事故の再発防止に向け、アレルギーがある児童・生徒への対応に関する全国調査に乗り出すことを明らかにしました。小・中学校500校を抽出し、給食での事故防止や緊急時の対応方針を把握し、このたび結果をまとめ、今後の施策に反映させるとしています。

食物アレルギーへの対応策として、文科省は2008年に日本学校保健会が作成したガイドラインを全国の学校に配付をしておりますが、現場の教職員が十分活用していないなど、対応の不備が指摘をされてきました。また、国の指針は政策から5年以上が経過をしており、最新情報を盛り込んだ見直しが必要とされています。中間報告のポイントは、食物アレルギーによる事故は全国どこの学校でも起こり得るとして、教職員個人ではなく、学校全体での対応が必要と指摘をしています。

給食設備の整備状況や栄養教諭の配置、アレルギーがある子供の有無など、個別事情が異なるため、各校がそれぞれのマニュアルを作成すべきだとしました。また、教職員研修の充実を求める主治医と学校、そして保護者が情報を共有し、献立づくりの段階から配慮するとしています。また、自己注射液エピペンの使用が必要な場合など緊急時に備え、消防署との連携の強化も上げています。

給食アレルギー事故で小学校5年の娘を亡くした調布市内のお母さんは、アレルギーを自覚していた娘がなぜおかわりをしたのかがわからず、苦しんでおられました。新盆に娘さんの親友が語ってくれたことを聞いて安心したといいます。親友によると、あの日、給食に

出たチーズ入りのチヂミは不人気でたくさん残っていたというのです。給食を残さない完食記録を目指していたクラスに貢献したかったから、めったにしないおかわりをしたということです。クラスのために頑張ろうと無理をしてこんなことになり残念です。でも、そうだったのかと納得しました。報告書で終わらせるのではなくて、子供の命を守ることを最優先に対応してほしいものですよという言葉が報道されておりました。

亡くなった少女は、科学者を目指し、アレルギーの子を助ける研究をしたいと将来の夢を語っていたといえます。

私は、ことしの3月議会でも本市における食物アレルギーへの対応について質問をさせていただきました。本市は、この事故の2年前から既に弥富市バージョンの対応マニュアルを作成し、対応に取り組み、教職員、また保護者、そして栄養教諭などと情報を共有し、そして専門家や学校医による研修会やエピペンの使用方法についても訓練をされているということをお聞きいたしました。みんなで知識を深め、教育現場でも細やかな配慮をしてくださっていることに大変安心をいたしておりますが、東京調布市の事故からちょうど1年がたちます。

再度お尋ねをいたします。文科省による今回の中間報告を本市としてはどのように捉え、給食アレルギー事故の再発防止に取り組まれるのか、お伺いをいたします。

議長（佐藤高君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 炭竈議員の御質問の本市の給食アレルギー事故の再発防止にどのように取り組まれているかについて、お答えさせていただきます。

文部科学省の中間報告にもありますように、学校給食は栄養教諭が献立を考えるだけでなく、もしものときに対応する養護教諭や担任など、学校全体で児童・生徒のアレルギーについて情報を共有し、事前に詳細の献立表を保護者に渡して、確認の上で給食を提供しております。

また、栄養教諭部会、養護教諭部会で研修会や情報交換会などをして、事故防止に取り組んでおります。

アレルギー疾患に関する児童の情報は、保育所、幼稚園からも就学予定の小学校に送付されますので、情報の共有化を図り、就学時健診で健康やアレルギー疾患に関する個票を全員に提出してもらいます。その際に、保護者からの状況をお伺いします。その後、入学前にもう一度面談をし、食物アレルギー対応食を申請するかどうかの確認をとり、申請する場合は、症状が出たときの対応、例えばかかりつけの医師や常用している薬、エピペンの使用についてなどをお聞きします。

在学している児童・生徒につきましては、毎年4月の健康調査の個票を提出してもらい、確認したり、年度末に保護者面談を行っております。

このように、学校では4月初めの職員会議までにアレルギー疾患を持つ児童・生徒のリストを作成して、全職員でその対応を確認して、給食に備えるようにしております。この時点で、全ての児童・生徒を把握できる状況になっております。

食物アレルギーの原因となる食品は、卵、牛乳、小麦等が上位を占めており、学校では除去食を提供しています。調理過程で除去したり、単品での除去をしたりしております。

事故が起きないような具体的な取り組みを紹介いたしますと、栄養教諭が児童・生徒各個人用の詳細な献立表を作成しています。献立表には、食べられないもの、給食室で除去・代替のもの、教室で除去など、メニュー、材料ごとに色分けして、間違いがないように工夫して保護者に渡し、チェックをしてもらい、誤食がないようにしております。また、除去食は個人別に名前つきの給食が用意されております。

市内でエピペンを学校に預けている児童・生徒が3人おります。学校では、万が一に備えて学校医によるアレルギーの説明や、練習用のエピペンで接種の仕方の研修を行っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） エピペン使用者が3人おられるということでございますけれども、このたびの報告では、特に緊急時に備えた学校と消防署との連携・強化を指摘していますが、その対応については本市はどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 現在、消防署との特別な連携は行っておりません。以上です。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 消防署との特別な連携は今行っていないということでございますけれども、学校と消防署の連携・強化ということについて、これは群馬県の渋川市の例でございますけれども、群馬県渋川市は、このほど、市内の小・中学校などで児童・生徒らが病気やけが、アレルギー症状で救急搬送される際、学校と消防署が迅速に連携できるよう、子供の病歴などを記入する緊急時対応の子ども安心カードを作成いたしました。これは全国初の取り組みでございますが、A4版1枚の安心カードには、市教育委員会と消防署本部の名称を併記し、保護者の勤務先のほか、緊急の連絡先や子供がこれまでにかかった病気、そして服用薬、また各種アレルギーの有無、そしてかかりつけの医療機関の連絡先などが記載をされています。

緊急時に救急隊員へこのカードを提供するため、保護者には個人情報外部提供同意書を配付し、同意を得た場合に限りこのカードを回収し、運用をスタートさせたということでございます。

緊急時に救急隊員へ速やかに情報提供することで、消防署からも医療関係者が早い段階で

適切な処置ができるとされ、今後は保育所などにも広げていく考えであるということでございます。

そこでお尋ねをいたします。本市におかれましても緊急時に対応できる安心カードなどを作成し、迅速な救急対応への取り組みを実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 市内の小・中学校などで児童・生徒らが病気やけが、アレルギー症状で救急搬送される際、学校と消防署などが迅速に連携できるよう、子供の病歴などを記入する緊急時対応の子ども安心カードの作成・運用についてお答えさせていただきます。

現在、議員が言われます子ども安心カードとしてはございませんが、各学校には同じような健康カードというものを児童・生徒ごとに作成しております。小学校に入学してから中学校を卒業するまで使用します。児童・生徒の健康状態、食物アレルギー、今までにかかった病気、かかりつけの病院名など、その他、家族の状況など、個人情報が入力されております。学校での緊急時にはこの健康カードを使用して、救急隊に必要な情報を伝えております。

個人情報が記されている健康カードは消防署と共有するわけにはいきませんが、連携することは重要かと考えています。

エビペンを持つ重篤な児童・生徒などは、子どもカードを作成しなくとも、保護者の確認のもとで消防署に連携することも考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

1 1 番（炭竈ふく代君） 特にアレルギー対応は時間との勝負で、正確な情報の伝達が大事であると思っております。

また、パニック状態での現場では情報の伝達がなかなか難しいとも言われています。どうか緊急時における連携・強化として、消防署と学校、また消防署と重篤なお子さんのある家庭とのスムーズな連携のため、先ほど部長がお話くださいました現在の健康子供カードで、今ある情報をより活用できるようお考えいただきますことを要望して、次の質問に入らせていただきます。

2 点目でございます。健康長寿及び医療費削減の取り組みについてお伺いをいたします。

2012年度、我が国の医療費の総額は40.6兆円であり、2015年度には45.7兆円となります。12年後の2025年には約1.5倍の61兆円を超えるとの推計がなされています。医療費は、急速な高齢化や医療の高度化によって、今後、GDPの伸びを大きく上回って増大します。これに伴い、保険料、公費、自己負担の規模もGDPの伸びを大きく上回って増大する見込みであり、こうした状況を少しでも抑制、改善していくためには、市民の皆様が健康で長生きをしていただくことが不可欠です。

そのための施策として、初めに胃がんについてお伺いをいたします。

我が国では毎年約12万人の方が胃がんと診断され、約5万人の方が亡くなっております。がんによる死因のうち、肺がんに次いで第2位に位置しているのが胃がんです。

そこで、本市において、ここ直近、胃がんで何人の方が亡くなっておりますでしょうか、お教えください。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 胃がんで亡くなっている方につきまして、平成24年に15名の方が本市で亡くなっております。男女の内訳といたしまして、男性9名、女性6名となっております。

また、がん疾患で亡くなっている方につきましては、24年に116名で、男性75名、女性41名となっております。以上です。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） それでは、平成25年度に市の事業での胃がん検診を受診された方は何名いらっしゃるでしょうか。また、検査方法でバリウム検査、胃カメラでの検査を受診された方はそれぞれ何名いらっしゃいますか、教えてください。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 25年度に胃がん検診を受診されている方につきましては、25年9月末で1,214名の方が受診されております。

市の25年度のがん検診事業の取り組みとして、毎年3月初旬に次年度の弥富市健康増進事業の御案内を各家庭に配付いたし、がん検診の受診方法、対象者等のお知らせをさせていただいております。

また、広報「やとみ」での保健センターだよりの紙面において、毎月案内をいたし、市民の方へがん検診の受診勧奨を行っております。

25年度のがん検診は、海南病院で行う総合がん検診、海部医師会及び津島市医師会の指定医療機関で行う個別がん検診、保健センターにおいて健診者により行う集団検診の3通りの検診方法があります。

胃がん検診の検査方法は、総合がん検診がバリウム検査、または胃カメラ、個別がん検診及び集団検診は、バリウムでの検査となっております。

御質問のありますバリウム検査、胃カメラでの検査で受診された方は、バリウム検査での受診1,099名、胃カメラ検査での受診115名となっております。胃カメラでの検査受診者は、海南病院で行う総合がん検診受診者の約2割となっております。以上です。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ただいまのお答えで、バリウム検査が1,099名、胃カメラ検査115

名の方が受診をされてみえるということでございますが、バリウムや胃カメラ検査を用いた胃がん検診での早期発見も重要ですが、胃がんの芽を摘む早期予防がさらに重要であると考えます。

胃がんと診断される方の90%以上はピロリ菌の感染による胃炎が原因となっています。ピロリ菌を除菌すれば胃がんの発生を抑制することが可能であり、これについて、2000年代の初頭から医学的には世界の常識になっていました。しかし、日本のピロリ菌感染者は60歳以上の約60%、3,500万人以上と言われており、対策に莫大な財源が必要となるなどの課題があったためか、医療の現場ではこの常識がなかなか受け入れられずにいました。これまでは胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの病気に限って保険が適用されていましたが、ことしの2月21日から、それよりも症状の軽い胃もたれや不快感などの慢性胃炎であっても、呼気検査などでピロリ菌の感染が確認され、内視鏡検査で胃炎だと診断されれば、ピロリ菌の除菌に保険が適用されることになりました。胃炎の治療としてピロリ菌の除菌を行う場合、これまでは全額自己負担で、1人当たり数万円はかかっていましたが、保険適用によって6,000円程度で済むことになりました。

私は、2年前の12月議会でもこのピロリ菌の除菌対策の件で質問させていただきましたが、例えば千葉縣市川市では、従来のバリウムを用いた胃がん検診の受診率は7%程度と非常に低かったため、胃がんの早期発見や予防につなげる目的で、ことし4月から新しく胃がんリスク検診事業を実施しています。今回の事業では、40歳から75歳まで5歳刻みの市民を対象に受診券を配付し、市内にある指定医療機関で血液検査を行い、胃がんの主な原因となるピロリ菌感染の有無と胃粘膜の炎症や萎縮の程度をはかり、胃がん発生のリスクを判定しています。

また、兵庫県明石市では先ごろ、胃がん検診の方法を従来のバリウムを飲んで行うエックス線検査から、採血によるリスク検診に全面移行したということです。県内の自治体で初めての取り組みでございますが、この検診は血液検査でピロリ菌感染の有無と胃粘膜の萎縮度を見るもので、検査結果でわかる陰性・陽性の組み合わせによって、胃がん発生のリスクをAからDまでの4段階で判定するとし、40歳以上の市民が対象で、市内の指定医療機関に予約をして検診を受けるものです。自己負担額は1,500円で、70歳以上は無料ということでございます。バリウムを飲むことに抵抗がある人も体への負担が少ない採血による検診だけならば受けやすくなると、市民に大変喜ばれているということでございます。

そこで、お尋ねをいたします。胃がん検診受診率の向上の一助として、また何よりも胃がんの早期発見や予防のために、胃がん検診にセットでピロリ菌の検査、除菌を推進する取り組みについて、本市のお考えをお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 胃がん検診にピロリ菌の検査及び除菌の推進の取り組みについてということで、23年の12月の一般質問でも答弁いたしておりますが、がん検診事業のための指針において、実施するに当たり必要事項を定め、予防及び早期発見の推進を図り、がんの死亡率を減少させるため、胃がん検診においては問診及び胃部エックス線検査となっています。このことから、胃がん検診でのピロリ菌検査及び除菌についての推進の取り組みは今のところ考えてはいたしません、今、議員のほうから先進地の事例の話をいただき、今後、事例等を調査・研究したいと思っております。

また、ピロリ菌検査は、胃や十二指腸潰瘍の経験のある方、再発を繰り返している方、胃炎の方、胃MALTリンパ腫の方、特発性血小板減少性紫斑病の方は、早期胃がんの内視鏡的治療を受けた後、健康保険で検査を受けることができます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 厚生労働省は、このヘリコバクターピロリ菌感染の発がん性については十分な証拠があるという国際がん研究機関の見解があると承知されております。市川市や明石市などのように胃がんリスク検診事業を早期に導入していく決断をすべきだと思いますが、今後、どうぞピロリ菌検査についてもぜひお考えいただきますようお願いをいたしまして、次でございます。

次は、健康マイレージ事業による健康づくりの推進についてお尋ねをいたします。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると特典を利用することができる健康マイレージの取り組みが注目をされています。市民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで、医療費や介護費の抑制につながるほか、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できる施策でございます。

日本一健康文化都市を掲げる静岡県袋井市では、健康づくり活動をポイント換算し、公共施設利用券と交換することができる健康マイレージ制度を平成19年度から全国に先駆けて実施されています。さらに静岡県では、今年度、全国初めて県内共通の特典カードをつくり、現在、県内の協力店でサービスを受けられるようにするため、参加自治体や協力店がふえるよう積極的に働きかけをしているということでございます。平成19年度の袋井市の事業のスタートから、平成24年度までに8つの市に拡大をされています。また、政令市の中で最も高齢化率が高い北九州市では、平成21年に政令市で初めて健康マイレージ事業を導入し、40歳以上の市民が、市が認めた運動教室や健康関連のイベントに参加したり、健康診断を受診したりすると景品と交換できるポイントシステムを実施しています。今年度からはより充実を図るため、町内ごとにネットワークを持つ市福祉協議会に委託をして、マイレージの対象となるイベント数を倍以上にふやす取り組みをしています。全国において、今年度は2つの県と10の市町でスタートしています。

このように、健康マイレージのポイントの対象となるのは、健康診断の受診、がん検診の受診、禁煙、健康講座やスポーツ教室、ウォーキングイベント、地域行事などに参加したり、日々の運動や食事などの目標を達成できた場合など、さまざまなメニューがあります。一定のポイントがたまったら応募をして、景品と交換や、クオカード、また図書カード、公共施設利用券や各種検診の無料受診券などと交換したり、市内の幼稚園、保育園、小学校への寄附にも使えるというものでございます。

将来の超高齢化社会を見据えた施策の一つとして、健康受診率の向上や健康づくりの活動により、健康長寿で医療費抑制につながる健康マイレージ事業を本市においても取り組んでいくべきだと思いますが、本市のお考えをお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 健康マイレージ事業による健康づくりの御質問についてお答えさせていただきます。

運動、食事など日々の健康づくり、がん検診等の受診、健康講座やボランティア活動、地域活動等の参加を市民みずから実施し、健康づくりのメニューを実践する健康マイレージを前向きに検討いたし、生涯を通じて、市民の方が自主的、積極的に健康づくりに取り組む環境を推進してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ただいま次長より前向きに御検討いただける旨の御答弁をいただきました。市民の健康受診率の向上や健康づくりに励むきっかけとなれば、医療費や介護費の抑制につながるほか、地域経済の活性化にも期待できるものと考えます。どうか早期に健康マイレージ事業を導入していただけるよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（佐藤高清君） 次に那須英二議員、お願いします。

4番（那須英二君） 4番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目でございますが、国民健康保険税についてです。

近年、雇用形態が大幅に壊され、非正規と呼ばれる労働者が珍しくない、大変ありふれた状況になっております。特に若い労働者が、まともな雇用枠がないために正規職員になれずに、非正規で働いているケースというのは当たり前になっている。考えられない、異常な状態が今の日本の実態でございます。

大手企業が社会的責任を果たさず、行き過ぎた利益追求のために、社会保険に入れないような時間を細切れに雇用しているという話も報じられております。

また、短い時間のパートやアルバイト、派遣社員など、社会保険に入れない方が多いのではないのでしょうか。そして、そういう方々は、収入も少ないのに負担の大きい国民健康保険に加入しなければならない。また、定年退職を迎えた方々も国保に切りかわるようになりま

した。

こうした状況から、多くの自治体では国保の負担を少しでも軽減できるよう独自で繰り入れております。

弥富市自体も、昨年度は2億円、今年度でいうと1億7,000万円繰り入れをしております。しかし、以前発表された中期財政計画の中ではこういったものも減らしていきたいという市長のお考えでございましたが、今でもそのような考え方は変わっていないのか、市長に伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

今まで一般会計から法定外の繰入金という形の中で、国保運営がスムーズにいくように私どもは毎年その額を繰り入れさせていただきました。平成22年度では2億3,000万、そして23年度、24年度と2億円ずつ繰り入れをさせていただきました。このような状況におきましては、国保運営を一番うまく進めていくということが大前提でございますけれども、やはり特別会計でやっていることでございます。国保の財政そのものの中でできる限りやっぴいかなきゃならないというふうな基本的な考え方は変わりません。しかし、今、私どもといたしましては、今まで繰り入れしておりました一般会計からではなくて、少しでも基金が積みめればなあというふうに思っているところでございます。

平成24年度では6,000万ぐらいの基金を積みさせていただきました。そして、今年度においてもその累計は1億を超えるだろうというふうに思っております。今後は一般会計からの繰り入れと基金というふうな形のことを総合的に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 私といたしましては、今後とも、基金は積んでいただくことはもちろんしていくべきだと思うんです。というのは、将来的に向かってかなりの負担が来ると思っておりますし、私としましては、やっぱり2億円の繰入金に戻していただきたいという考えを持っておりますけれども、それはさておき、平成23年度に国保の運営が大変苦しい状況となって、国保の増税を行っております。それによりどれほどの増収があったか、お答えいただきたいと思いますので、お願いします。また、収納率もついでに一緒にお答えください。

議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） 議員にお答えさせていただきます。

23年度の国民健康保険の収納額といたしまして11億5,289万8,396円となりました。前年と比べまして1億2,359万7,947円の増額となっております。収納率といたしまして、現年と滞納分を合わせまして71.9%、現年度の収納率として91.9%、滞納分の収納率といたしまして

17.5%でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 要は22年度から23年度、増税したときに比べておよそ1億2,300万円の増収ということでございます。言いかえれば、これは国保加入者の負担増というふうに言っても過言ではないかなと私は思っておりますが、その点、収納率も上がったことによって、単純にはそうはいかないかと思っておりますけれども、その増収後の国保会計の推移を簡単に、23年度、24年度でお答えいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） 収納額でよろしいでしょうか。

4番（那須英二君） 全体の収支のバランスです。

保険年金課長（平野宗治君） 収支のバランスですか。

4番（那須英二君） 歳出歳入の。

保険年金課長（平野宗治君） 決算額でよろしいですか。

4番（那須英二君） はい。

保険年金課長（平野宗治君） まず23年度の決算額でございますが、歳入合計として42億6,152万6,771円、歳出合計といたしまして40億8,777万5,429円でございます。翌年度への繰越金といたしまして1億7,375万1,342円でございます。

24年度の決算額といたしまして、歳入合計といたしまして43億8,334万8,458円、歳出合計といたしまして41億5,049万7,478円、翌年度への繰越金といたしまして2億3,285万980円でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今の数字から見ると、23年度、24年度、要するに増税後は順調に基金、繰入金も積み立てられている状況と、あと繰越金もちょっとふえているという安定した状況に見えるんですけども、しかし、これはもろくはかない、このまま安定するとは言えないものだと私は考えております。

理由としましては、大きく分けて3点でございます。

1つ目は、徴税を強めて、収納率は上がり、延滞金の徴収もふえております。当然この延滞金収納は納めてしまえばなくなっていくもので、そのまま続くとは言えないというものでございます。

2つ目は、雇用の状況は今、一向に回復しようという状況ではなく、納税者の所得はどんどんどんどん下がっていく。これが予想されている点です。

3つ目といたしましては、24年度ですね。たまたま医療費が今回下がっておりまして、ところが、今年度は補正を組まなければならないという状況になっている。基本的には医療費

は、先ほど炭竈議員も言っていたように年々増加していく傾向にあるので、たまたま24年度が医療費が少なかったがために、そういった基金も積み立てられた状況となっていると私は考えております。

まず1点目の裏づけとしまして、延滞金の金額を平成22年度からちょっとお答えいただきたいなと思っています。

議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） お答えさせていただきます。

平成22年度の決算額といたしまして400万5,900円、平成23年度決算額といたしまして1,457万6,975円、平成24年度決算額といたしまして2,318万3,377円でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今お答えいただいて、わかるとおり、22年度は400万円。これで増税すると同時に徴税が高まって、今度は1,000万がそれから増加して、さらに翌年にはもう1,000万増加した状況になっておりますが、こんな状況は今後は見通しがなかなか立たないだろうと。どんどんどんどんと、ゼロにはならないかもしれないですが、ゼロに向かって減っていくだろうというものになっていきます。

今、徴税の件で滞納整理機構などで厳しい取り立てをしている点においては、なるべく機構に送らず、滞納している方々の事情をしっかりと職員が聞き取り、減免制度などが受けられないかという形で、丁寧な対応にしていきたいなと私は考えております。

この点で、ちょっと追加でございますが、現在の7割・5割・2割の軽減を受けている世帯がどれほどいらっしゃるか、お答えいただきたいなと思っています。

議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） お答えさせていただきます。

平成25年度の本算定時の数値でお答えさせていただきます。

国保の全世帯数が6,427世帯でございます。そのうち7割軽減につきましては1,101世帯でございます。5割軽減につきましては221世帯でございます。2割軽減といたしまして685世帯でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） それとは別個に市の独自の減免制度がございますけれども、それを受けている方々はどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） お答えさせていただきます。

申しわけございませんが、減免件数につきましては、2012年、前年のものの全体というこ

とでお答えさせていただきます。

母子につきましては234世帯、466人でございます。障害につきましては240世帯、243人でございます。被爆者の方につきましては9世帯、9人でございます。旧被扶養者の方につきましては19世帯、19人でございます。収入減につきましては9世帯、21人でございます。生活保護の世帯につきましては12世帯、12人でございます。あと、その他でございますが、福祉医療制度に入っていて、愛厚の里に入ってみえる方が主でございますが、14世帯、14人でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） そうしますと、7割軽減を受けている方々、5割、2割とありますけれども、その世帯から比べると、やはり若干少ないかなと思っておりますけれども、市の職員による丁寧な対応で、何とか納税者、機構に送らず、その前段階で丁寧な対応をしていただきたいなと思っております。

それで、こういった大きな差がありますけれども、もちろん今、市町村合併などや集中改革プランのもとで職員がどんどんどんどん減らされた。そのかわりといったら変ですけど、それに反比例して仕事の分量は倍増している状況で、職員の方は本当に大変な状況があると思います。そんな中で、昔ながらやられていた丁寧な対応がなかなか十分ではないという状況はわかるんですけれども、ぜひとも暮らしていくのに本当に大変な市民に対して、役に立てる市役所として頑張りたいなと思っております。

人がもし足らなければ、やはり職員を増大することも視野に入れながら対応を図っていただきたいなと思っております。

2点目の今後の雇用状況の問題で、納税者の所得が減っているという点についてですが、平成23年度、24年度の1人当たりの保険税額をお答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） 今、手元に資料がございませんので、後で報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） それでは、私が資料をいただいて、その数字が、通告はさせていただきましたが、それが23年度ですとたしか1人当たり9万9,866円となっていると思うんですけれども、それが24年度になりますと、ちょっとこれ古いデータでちょっと違っているかもしれないけど、9万6,658円というふうに、要は1人当たりの税額自体が減っていったという傾向が見られます。これは多分今年度に対しても下がっていく予想だということで、若干伺っておりますけれども、そういった形で、1人当たりで見ますと保険税が下がっている。要するに所得が下がっていると言いかえられるんですね。こういう状況があるから、今

後の見通しとして、この状況がやっぱり安定したものではないということが考えられるということでございます。

3点目です。医療費の件でございますけれども、医療費の23年度、24年度の歳出額をお答えいただきたいと思っています。

議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） お答えさせていただきます。

保険給付費、医療費でございますが、平成23年度決算額におきまして28億7,229万3,178円でございます。平成24年度におきまして27億4,832万1,672円でございます。24年度の決算額におきましては、前年度比1億2,397万1,506円減額となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今年度の予想としましてはちょっと試算はまだできてないと思いますけれども、概算の数字でわかりますか。

議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） 今の段階で来年3月末までの医療費は推測しにくいということでございますけれども、10月、11月分までの医療費から推計をさせていただきますと、29億を超えるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、今年度29億が推定されるだろうと、まだだろうでございますけれども、補正なども上がっていることから、やはり医療費が増額していく傾向はあると考えております。24年度に関してはたまたま医療費が下がっている。下がっていたことによって、何とか基金も積めたというふうに言い換えることができるんじゃないかと思っております。

以上、その3点の理由から、今後もこうした安定した状況が続いていくとは言い切れないという状況でございます。会計だけ見ていると、基金も積み立てているじゃないかというような状況かもしれませんが、実際は、先ほど申し上げた3点の理由から、今後も続いていくというふうに楽観視はできないということでございます。

そして、やはりこうして一定の繰り入れをしていかないと、またすぐこの基金も底をついて、また増税しなきゃならないような状況になりかねないと。しかし、国保加入者は、最初申し上げたとおり、もちろん例外はありますけれども、比較的収入の少ない、例えば定年後の方や不安定雇用の方でありまして、その負担は本当に限界に来ていると思っています。今後、この税率を上げずに、一年でも長く今の現状を持続していくために、市独自の繰入金、今は大丈夫だからという考えで切り下げずにいただきたいなと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

25年度の決算額の予想というふうに、先ほど担当のほうへ御質問いただいたわけですが、過去の決算額を見ておりましても、これからどのような状況で、例えばインフルエンザが大流行するとか、あるいは高額医療費のかかる人が大勢お見えになるとか、そんなようなことによって保険給付額は違って来るわけでございますけれども、私は、29億という給付額はないだろうというふうに見ております。

そういったような状況の中で、これからどれくらい基金が積めるかということ算定していかなきゃいかんわけでございますけれども、先ほども言いましたように国保運営がスムーズにいくということが大前提でございますので、やはり1億7,000万という一般会計からの繰入金を一つのベースにして我々としては考えていきたいというふうに思っております。一定の金額は繰り入れさせていただこうというふうに思っております。御理解もいただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 最低でも今の現状は崩さず、私としては、以前のようにちゃんと2億円入れていただきたいなと思っておりますけれども、安心して暮らせる、特に収入の少ない方々が加入しているという状況と、今の状況を考えまして、持続的に継続できる事業にしていきたいなと願ひまして、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目の質問でございますが、特定健康診査についてでございます。

国保加入者が健康診断を受けやすくするため、愛知県下でも多くの自治体がこの特定健診の無料化ということで行っております。これは、無料の自治体を聞くより、逆に有料の自治体を数えたほうが早いと思っておりますので、伺いたいと思っておりますが、この愛知県下で54自治体あるかと思うんですけれども、特定健診を有料で行っている自治体はどれくらいあるでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） 24年度実績でお答えさせていただきます。

愛知県下の有料の自治体におきましては、14自治体でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今14自治体ということでしたが、この14自治体のうち、このあたりの海部医師会での状況はどれくらいありますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） お答えさせていただきます。

海部津島地域7自治体全てで有料でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） そうしますと、愛知県下54自治体あるうちの14、その半分がこの海部地域だということでございます。逆に言いかえれば、この海部地域で無料化が行われれば、もうほとんど愛知県下には残らないという状況になっております。

病気は重くなれば、本人にとって苦痛が大きいということでございます。ところが、早期発見、早期治療によって、受診して、早期発見が可能であれば、その本人にとっては苦痛が和らぐ状況にもなりまして、また医療費としても、病気が重くなればなるほど金額としては大きくなっていきますので、なるべく早く多くの方に健康診断を受けていただいて、早期発見、早期治療に努めて、本人の負担も和らげ、また自治体としての医療費の削減に努めていくということで、早目にこのあたりの地域でも特定健診の無料化を行ってはどうかと思っておりますが、市長、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、那須議員おっしゃるように、健康診断を受けていただく。そして、早期発見、早期治療ということが本人のためにも一番いい。そしてまた、各種保険に加入していただいているところにおいてもいいわけでございます。おっしゃるとおりだと思っております。

今、私どもとしては、海部津島という状況では全て有料というようなことでさせていただいておりますけれども、この健康診断の費用負担としては1,000円をお願いしているわけでございます。何とかこれは継続的にお願いをしていきたいというふうには思いますが、いま一度、海部津島全域で話し合っていかなきゃならない問題だろうというふうにも思っておりますので、そんなようなことを海部津島の市と町村が協議する場がございますので、一つの議案として今後提出していくことも検討していきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） ぜひとも市長会等でも、医療費の削減につながるということで、市長からも積極的に御発言いただいて、何とか無料化実現のために頑張っていただきたいと思っております。

それをお願いしまして、私の質問は終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は1時50分とします。

~~~~~

午後1時42分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いします。

9番（横井昌明君） 私は通告に従って、大きく分けまして3点の質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。弥富市の土地利用、企業誘致についてでございます。

弥富市は、東西約9キロ、南北15キロ、総面積が48.18平方キロであります。弥富市は水郷地帯として発展してきた歴史を持ち、美しい水郷と豊かな田園空間が広がっております。また、名古屋市に近接し、鉄道や広域道路網が充実したまちとしての特性を持つとともに、南部には名古屋港の一翼を担う港湾地域を有しております。

この弥富市の土地現状につきましては、市街化区域、宅地開発すべき区域が1,012ヘクタール、市街化調整区域、農地として保存すべき区域が3,806ヘクタール、そのうち農用地区域が1,707ヘクタール、その他の区域が2,099ヘクタールであります。農地等の土地利用計画については、弥富市総合計画、弥富市都市計画マスタープラン、弥富市農業振興地域整備計画があります。

さて、最近の農業は、T P P問題、米の生産調整、減反等の廃止等、農政は大きく変化してまいります。減反の目標数量がなくなれば、農家は水田に米作付が飛躍的にふえ、それにより米の価格は下がります。また、T P P交渉によっては安い外国産米が入ってまいります。米の価格は需要・供給のバランスにより決定されるので、供給がふえれば、米の価格は確実に下落します。

農家は現在、米の作付を行いましても、収入支出の関係は赤字であり、大変な時代であります。

また、大規模農家に土地を貸したにしても、貸した賃料、利用権設定等でございますが、農家負担の土地改良経費、固定資産税の賃料が上回り、また収支は赤字になります。

私は、今後、農家が農地を維持・管理する選択の道は農地の有効利用以外にはないと思います。

それでは、土地の有効利用の一つ、開発行為についてお尋ねしたいと思います。

農地の有効利用の第1は、市街化区域の編入であります。市街化区域の編入は、総合計画、都市計画マスタープラン等に位置づけられ、広域的な都市計画の観点から、妥当、かつ計画的な市街地整備が確実な地域に限るとありますが、これは具体的にどのような地域か、どのような条件が必要かをお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高次君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、市街化区域の編入につきまして、それから、具体的にどのような地域か、どのような条件が必要かという御質問にお答えさせていただきます。

最初に、市街化区域への編入につきましては、愛知県が都市計画を定めております。具体

的な手続につきましては、愛知県の都市計画の手引の中に示されており、市街化区域への編入の基本方針といたしましては、議員御指摘のように都市計画区域の整備、開発及び保全の方針との整合性が図られて、かつ市町村マスタープラン等に位置づけられているとともに、広域的な都市計画の見地から、妥当であり、計画的な市街地整備が行われることが確実な区域に限ってあるということになっております。

具体的にどのような地域か、条件かとの御質問でございますが、先ほど説明いたしました基本方針に基づきまして、運用基準として、次の5項目が示されております。

1つ目の基準といたしましては、上位計画との整合として、都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン等との整合が図られることとなっております。基準の2といたしましては、基盤施設整備の確実性として、基盤施設整備の確実性があると判断される区域であることとなっております。基準3といたしましては、位置の妥当性として、既存ストック等の活用が図られる地域となっております。4つ目といたしまして、規模の妥当性として、規模の妥当性があると判断される区域であることとなっております。基準5といたしましては、低未利用地の状況として、新市街地の拡大を行う場合には、現在の市街化区域における低未利用地の状況が十分に考慮されていることとなっております。以上の5項目から全てを満足する区域で編入ができることとなりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 弥富市総合計画で市街化整備成果指標の市街化区域面積が平成19年の1,012ヘクタールから、平成25年の1,072ヘクタールに増加しておりますが、どこの区域を上げられたのでしょうか。その編入成果はあったのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 弥富市の総合計画の市街地整備の成果指標がふえていることから、どこの地域が上げられるのか、またその編入の成果はあったかという御質問でございますが、弥富市の総合計画と同時期に策定いたしました弥富市都市計画マスタープランの土地の利用のものづくり産業地として位置づけられています区域の一部60ヘクタールについて、市街化区域へ編入することといたしております。また、編入の成果につきましては、現在、県、企業庁等に要望しておりますので、現時点では達成しておりませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 今のお話を聞きましたら、市街化区域の編入は非常にハードルが高いと思われま。

次に、市街化調整区域における大規模開発についてお尋ねしたいと思います。

市街化調整区域における大規模開発行為については、総合計画、都市計画マスタープランとの整合性や、市町村が定める地域計画が必要であるが、具体的にどのような地域でしょうか。お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 市街化調整区域におきます大規模開発行為について、具体的にどのような地域かとの御質問でございますが、市街化調整区域における大規模開発行為につきましては、都市計画法の改正が平成18年5月31日に公布されたことによりまして、開発許可制度が大きく見直しをされました。この開発許可制度の見直しによりまして、市街化調整区域における相当程度の開発行為に対する開発許可等は、地区計画に定められた内容に適合する場所において許可できる基準となりました。愛知県におきましては、平成19年の10月に開発許可等の前提となる地区計画につきまして、愛知県と市町村が協議するに当たっての考え方が示されました。市街化調整区域地区計画ガイドラインが作成されたところでございます。

このガイドラインには次の5項目の指針が示されております。1つ目といたしましては、基本的事項、2つ目として、対象地区の要件、3つ目といたしまして、対象地区の区域、4つ目といたしまして、地区施設等に関する事項、5つ目といたしまして、建築物等に関する事項となっております。

また、この中で、愛知県の考え方や望ましいと考える具体的な運用を示したものでございます。

具体的にどのような地域かにつきましては、弥富市において、市街化調整区域における秩序ある土地利用の観点から、ガイドラインの指針及び指針の運用に示された事項によって、よく検討し、地区計画が定められる必要があるので、具体的な地域につきましては、現時点ではお示しすることはできませんので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 続きまして、このような条件下で、農用地区域でないこと、農業投資がなされていないこと。農業投資というのは、道排水路ですね。都市整備等がなされていないというのが必須条件か、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 農用地でないか、必須条件かとの御質問でございますが、先ほど説明させていただきましたガイドラインの指針のうちの3番目に当たります対象地区の区域として、当該地区は、防災上、農林漁業振興上及び自然環境の保全上、開発が望ましくない区域として、別記1に掲げます区域を原則として含まないこととなっております。この別記1の中では、農林漁業振興上、開発が望ましくない区域として、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域、農用地に規定する農地転用の許可がされないと見込まれる農

用地となっていますので、原則農用地は含まないということになっております。しかし、指針には、ただし、地区計画の決定告示時において、当該区域の除外等が確実に行われるもの及び事業の実施等に災害防止のための具体的な措置が講じられるものについてはこの限りではないというふうに記載されております。実務上、個々の具体的な凡例が考えられますが、このように判定によって示させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 今まで土地利用について、いろいろな条件を伺ってまいりました。

次に、農地等の企業誘致についてお尋ねしたいと思います。

私は、9月議会で東京都区を含めた全国の812の都市の住みやすさランキングで弥富が36位であることを紹介させていただきました。これは大変喜ばしいことであります。弥富市が上位を占める要素は交通の利便性と財政の健全化であります。財政の健全化とは、安定的な収入源があるということであります。

さて、収入源を見ますと、平成24年度決算によりますと、弥富市の市税は74億8,800万円であり、歳入の49.2%であります。この税のうち、固定資産税は56.9%を占めております。税の半分以上が固定資産税であります。今後、市にとって税収をふやすことは大変なこととあります。私は、弥富市発展のために、税収をふやすには企業誘致、土地の開発が必要であり、それによる固定資産税等の増収が見込まれるということとあります。税収は、市街化調整区域の農地であれば、場所によっては多少違いますが、現在、10アール当たり1,000円から2,000円ぐらいであると思います。それが、宅地や雑種地であれば100倍近い税収が期待できます。市は企業誘致を行っているといいますが、それは港湾地区だけでなく、内陸部でも実施すべきであると思います。また、企業誘致は、港湾地区では名古屋港管理組合が主体になって行っており、また東干拓地では愛知県企業庁が主体になって行っております。内陸部で企業が誘致できるようなところがあれば、市がもっと積極的に誘致を行うべきであると思います。企業誘致には開発地区の図面も必要であります。もちろん開発可能な地域は希望をとって、まだまだこれだけ開発できるような地域があるということのPRを行ったらどうでしょうか。

11月20日の中日新聞に、岐阜県羽島市長がアメリカの大型店コストコを企業誘致する記事がありました。これも名神羽島インター周辺の農地であります。弥富市の開発については、具体的には愛西市の海部南部水道企業団の周辺の道路を参考にしたらどうでしょうか。そうすることにより税は上がり、農家は潤い、地域は発展する三方よしであると思いますが、市長の方針をお尋ねしたいと思います。

中・長期財政計画では、財源が伸びないというより、積極的に財源を確保する方法を実施

してほしいが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 横井議員にお答え申し上げます。

私ども弥富市といたしましては、農業振興地域という中で、いわゆる市街化調整区域の重要性というのもあるわけでございます。しかし、一方では、農業の厳しさというような形で、農業の土地利用ということに対してはいろいろな角度から考えていかなきゃならないということをお横井議員がおっしゃっているというふうに思っております。

現在、私ども、平成25年度途中でございますけれども、固定資産税、あるいは個人市民税、あるいは法人税においては比較的堅調に推移をさせていただいておるところでございます。特に固定資産税の伸長率は高くなってきておるわけでございます。大変ありがたく思っております。また、市民税におきましても、基本的にはそれぞれの企業からの所得がふえてきているかなというように、経済政策、あるいは雇用政策というようなところが大きく改善をされてきているというふうに思っているところでございます。

市として、企業誘致を考えるという状況においては、おおよそ4カ所を今私どもとしては考えておるわけでございます。東名阪弥富インター周辺が一つであります。それから、国道23号線の中央幹線、西尾張中央道の交差点及びその周辺でございます。また、その沿道でございます。それからもう一つは、湾岸道路弥富インターの南側という形の中で、今、イケアさん等がございまして、その周辺における企業誘致。そして、最後は、名港管理組合の、いわゆる名港地区の中でございます。そういったような状況の中で、企業誘致をこれからも進めていきたいというふうに思っております。

平成20年にはイケアグループの配送センターができました。そして、平成21年には川崎重工名古屋第1工場という形の中で仕事をしていただいております。また、鍋田ふ頭のコンテナターミナルを中心とする物流拠点というものがはっきりしまして、その周辺における物流ということに対する企業が多く張りついていただいております。そして、平成24年には航空宇宙産業のクラスター形成特区に指定されたということもございまして、今現在、弥富市には航空産業が約3社ございまして、そのうちの2社が増築の意思表示をされているところでございます。1社につきましては、午前中の三宮議員の御質問にも答えただけでございますけれども、川崎重工さんが名古屋第1工場の、正式名称は東工場という形になるわけでございますけれども、350億の設備投資を決定されておるわけでございます。この12月から仕事が始まり、平成27年3月1日操業という形でこれから計画が進んでいくわけでございます。先ほども言いましたけれども、償却資産は150億という桁外れの設備投資であろうというふうに思っております。また、23号線南側の地区といたしましては、三菱さんが物流センターをつくるということで、1.6ヘクタールほどの用地を確保していこうとい

うことで、地元説明会が終了したところでございます。

そんなようなところで、いろいろと企業の誘致があるわけでございますが、今、横井議員の御質問はもっと内陸における企業誘致だろうというふうに考えているところでございます。市といたしましては、地区計画のガイドラインという形で先ほど石川部長がお示しをさせていただきましたが、しっかりとした地区計画を考えていくこと、あるいは都市計画マスタープランという形の中での土地利用ということを掲げさせていただいております。基本的には、鍋田地区、そして末広地区について、名古屋港の背後地として、その特色を生かしていくという形の中で、今、企業庁等と協議を進めているところでございます。

弥富インター周辺におきます企業誘致の件でございますけれども、市といたしましては、これは都市計画マスタープランにきちっとのせております。北部地域のまちづくり方針という形の中で、弥富インター周辺における産業系の土地利用や地区計画等を活用するという形でのせているわけでございます。今後におきましては、そのような形のものについて、地区計画のガイドラインをしっかりと私たちも理解し、企業庁等と御相談申し上げ、開発計画を進めていく必要があるというふうに思っております。しかし、これには大変大きなバーがあるということも議員御指摘のとおりでございます。しかしながら、幹線道路における沿道においては、流通業務施設については適正な誘導ができるというふうに思っておりますので、これから立地可能な業者等がぜひ弥富のほうにもお越しいただきたいというふうに思っているところでございます。

弥富インター西側に、皆さん御承知のようにNEXCO中日本所有地であります、将来的には蟹江インターと同じようなループ型のインターチェンジをつくるということの一つの目的として、今、土地確保がされておるわけでございますが、この土地活用が私は大きなポイントになってくるなというふうに思っているところでございます。NEXCO中日本さんにお話をさせていただくわけでございますが、交通量に合わせてループ型のインターチェンジをつくる道路計画はまだあるということ、そしてもう一つは、企業誘致をして、この土地の有効活用をしていきたいという考え方もあるということで、非常にまだ揺れているというところでございます。この土地がどのように今後活用されるかということについては、私ども、中日本さんとまた協議をさせていただきたいというふうに思っております。

その左右というところの沿道線上が一定の面積が大きくとれるだろうというふうに思っておりますので、このNEXCOさんの今後の計画ということをこれからもしっかりと見詰めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、インター周辺の都市計画マスタープランにのせているところについては我々としては大変重要な場所であると。企業誘致、あるいは産業の集積としては重要な場所であるというふうに思っております。同時に、農業振興地域でございます。農地を

守るということについても我々としては考えていかなきゃならないということもお話をさせていただいております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 私は、「三方よし」という言葉を使わせていただきましたが、これは近江商人が商売する手本で、売り手よし、買い手よし、世間よしと、三方両得の精神で商売が繁盛したことから、農家よし、市よし、世間よしということから用いました。今後は歳入もふえないし、歳出は徐々に増加すると思われますので、どのように歳入をふやすかが今後市の健全財政を維持することであると私は思います。

では、次に移らせていただきます。

木曽川等の境界についてということでございます。

弥富市は、西側に木曽川を挟んで愛知県と三重県の境界で、桑名市に至っております。国道1号線にかかる木曽川の橋は尾張大橋で、橋梁の長さは878メートルと。橋は14連塔であります。昭和8年当時資料では、橋は昭和5年3月に着手し、3年7カ月の歳月を費やし、昭和8年に竣工いたしました。尾張大橋は工事竣工後、80年以上たっております。

では、木曽川の境界についてお尋ねしたいと思います。

境界とは、愛知県、三重県の境界で、市町村の境界、弥富、桑名をもって境とするということであります。

では、質問いたします。

この木曽川の橋梁で、三重県桑名市から愛知県弥富市に来る国道1号線上で車のナビが木曽川のほぼ中央で「愛知県に入りました」とアナウンスします。しかし、歩道に取りつけてある愛知県境とある標識は、木曽川の中心から150メートルほど弥富側に進んだところに設置しております。どちらが本当か疑問に思いますが、どこの県境でも川のほぼ中央が境であると思います。県境は大事でありますので、県境標識が正しいのかどうか、正確な位置についているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 議員御質問の木曽川の県境につきましては、明治時代から変わらず現在の位置であります。鍋田川の中にあります県境を延長した線と、木曽川の県境、尾張大橋より上流になりますが、そのこの交わる点でありまして、国道1号線の標識は正しい位置に設置されていると思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） そうすると、カーナビのほうを直してもらわなあかんですね。そこで言われるんです、カーナビは。僕は当然標識が間違っておるものだというので質問させていただきました。そうですか。あれが正しいということですね。わかりました。

続きまして、木曽川関連の質問をもう一つさせていただきます。

私は大変ショックを受けました。なぜならば、公共放送のNHKがこんな放送をいたしました。今年度の9月上旬に、NHK、金曜日7時半から8時までの間のニュースナビゲーションの番組で、今まで国が整備してきた木曽川、揖斐川、長良川の堤防が大地震により堤防の下からと堤防の内から液状化が発生し、地震ではもろくも堤防が決壊すると放映されました。それもその映像は、木曽川の尾張大橋にかかる弥富市側から下流に向けた映像でありました。スーパー堤防を映された映像がありました。テレビ映像につきましては、名古屋大学の先生が指導、解説しておみえになりました。何らかの根拠に基づいて放映されたと思いますが、私は今まで国交省木曽川下流事務所が河川改修工事を実施してきましたスーパー堤防が無駄になってしまうのではないかと、また東南海地震では大丈夫であろうかと、ふと思いました。過去に我々の地域で数多くの大地震や大型台風がありましたが、木曽川の堤防が決壊したという史実はないと思います。国交省は、本当に堤防が液状化するのか、報道機関や大学に真偽を尋ね、我々国民にきちっと説明すべきではないかと思いますが、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員が9月に見られたNHKの番組、私もビデオで拝見をさせていただきました。名古屋大学の川崎准教授という先生が出演をされて、解説をしていただいていたかなというふうに思っております。川崎先生につきましては、私ども弥富市もいろんな形で講演会をいただいたり、あるいは防災・減災のお話をいただいているところでございます。それなりに本当に親近感を持ってその番組も見たわけでございますけれども、あの番組をまず私なりにどのように見たかということでございますけれども、具体的にはどの堤防が決壊するという形で想定したものではないということで、もし堤防が切れたらどうなるかということ、住民の皆さん、そして3・11の一つの教訓として考えていただきたいということだと思っております。また、津波が押し寄せる前に、いわゆる液状化現象が堤防等に大きな影響を与えるという形で、決壊をした場合にどのように対応していくかという形でございます。まさに自助という中での防災・減災のあり方を示されているなというふうに思っております。そんな趣旨の番組ではなかったかなというふうに思っております。

今、横井議員も御承知のように、木曽川下流の右岸堤、そして左岸堤という状況の中で、いわゆる工事をしていただいております。これは、ある意味では液状化耐震構造という形で理解をしていただいても結構かと思っておりますけれども、木曽川河川の事務所の清水所長にいろいろと私どもは連絡を取り合って、この工事についての説明を受けているわけでございますが、まずどの規模の地震に対して想定をして、今工事を進めているかということでございますが、清水所長は、阪神・淡路大震災、そして関東大地震というレベルの地震度を想定しな

がら補強工事をさせていただいているということでございます。

また、地震度レベル2という形で数字を言われたわけですが、これは最大規模の地震を想定した補強であるということでございます。我々は、そういった中ではある一定の安心感を持つわけでございます。

そうした形の中で、現在、液状化対策ということが行われておりますけれども、終わりました弥富港の鍋田上水門というところがございますけれども、そこまでの補強工事に関しましては、いわゆる木曽川の川に面したところにつきましては、セメント改良工法という形で、堤防の中にセメントを打ち込んで補強していくという工法が終わりました。そして、今年度から来年度にかけて、その内側、住居側の工事を進めていただくことが決定いたしました。この工事はサンドコンパクション工法といいまして、砂の柱を打ち込んでいく工法でございます。これは、住居が近いもんですから、その振動ということに対して少なくとも考えていかなきゃならないということで、これはサンドコンパクションのほうが振動が少ないということで、その工法を用いていくということでございます。

また、弥富港の鍋田上水門につきましては、こちらのほうの大原議員にも大変な御努力をいただいて、これも改修工事をしていくということが決定をさせていただいております。これはレベル2という最大級の地震動ということに対応して設計を組んでいくということでございます。相当しっかりした補強工事が行われていくというふうに思っておりますので、確かにレベル2のものが震度どれくらいだ、あるいは液状化現象とどのような相関関係だということになると、まだまだ具体的な確定的な数値は言えないわけですが、一定の安心感はあるというふうに思っております。

そんなことがこれから尾張大橋を中心とした補強工事という形になってまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、伊勢湾台風のようなことが、二度と遭ってはならないという形の中で、今後も国土交通省のほうには、木曽川の左岸堤、そして鍋田防潮堤という形での工事をお願いしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 市長のお話をお伺いしまして、ちょっと安心しました。

次に移ります。

弥富市の南西に境港から北へ数百メートルの間、三重県木曽岬町と愛知県弥富市の境界は確定しておりません。これは皆さんも御存じのとおりであると思っております。国土地理院から出ている愛知県市町村別の記載されている面積は、名古屋市が269.15平方キロ、豊橋市が261平方キロ、あと……で、最後のほうに弥富市は、境界未定のため参考数値として48.92平方キロで記載されております。これは、先ほど三宮さんにいただきましたこの面積でもそうで

すね。国土地理院の面積が使われております。48.92平方キロ。

現在、弥富市が公式に用いている48.18平方キロより、境界が確定すれば面積は多少ふえるのではないかと私は思います。市町村面積につきましては、地方交付税やほかにもたくさん行政上の数値の基礎に用いられ、大変重要な数字であります。一刻も早く境界が確定することに努力してほしいが、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私ども弥富市と、そして木曾岬町との境界についての御質問でございますが、この御質問につきまして、以前から横井議員のほうからお尋ねいただいておりますのでございます。

時期が間違っていたら訂正させていただきますけれども、平成15年のときに横井議員は総務部長をおやりになっておりまして、この境界の問題で木曾岬町と大いに奮闘していただいたといういきさつを私どもは聞いておるわけでございます。愛知県と一緒に、その当時の弥富町の境界はここだという形の中で頑張っていたということでございます。そういった形の中で、横井議員のこの問題に対する見識も深いだろうというふうに思っておるわけでございます。

しかしながら、今現在、先ほども言われましたように、国土地理院の弥富の面積は48.92平方キロ、そして市が表示する行政区域面積は48.18ということで、0.74平方キロ多いわけですね。そうした形の中では、交付税という形での算定面積がプラスの要因で働いているということはあるかと思っております。

しかし、隣の町、木曾岬町との話でございますので、しっかりと境界線を両方の県ともあわせて確定していくことが望ましいだろうというふうに思っております。

あくまでも私どもは、鍋田川の、いわゆる中水門の地点を一つの頭とした場合、それから、下に対して下水門があるわけでございます。下水門については、これも確定がされていない。その中央の地点を一つのポイントとする。そして、木曾岬干拓地の北端の地点を一つのポイントとして、それを直線で結んだところが我々の主張である三重県との、木曾岬町との境界線であるということを主張しておるわけでございます。

一方、木曾岬町さんの主張は、確かに鍋田川における中水門の地点については、そのときの両県、両町の認識のもとに決めたということでございますけれども、いわゆる木曾岬干拓地の北端のポイントの確定については両県、両町の協議の場で決められたわけで中央はないというふうに主張をしてみえるわけでございます。そうした状況において、木曾岬町のほうは、川幅を測量して、面積を二等分したところが一つの境界のポイントであるということを主張してみえるわけでございます。

両者の言い分が違うわけでございますので、先日も町長と2回ほど、この件についてお会

いをさせていただき、協議を重ねてまいりましょうということで合意を得たわけですが、いすけれども、いずれにいたしましても次回の協議の場は、先回もそうでございますけれども、木曾岬町さんから私どもに御提案いただくということになっておりますので、その日時とか、そういった形の中での三重県との立場、愛知県との立場ということがまた協議の場となるのかなというふうに思っております。

先回聞かれてから時間が経過していることに対してはおわびを申し上げるわけですが、いすけれども、大変難しい問題でもありますので、いろんなことが問題に残らないような形で協議を重ねていかなきゃならないというふうに思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 市町村の面積は、財政上、行政上の数値として用いられますので、早く確定していただきたいと願う次第であります。

続きまして、市道の改良についてお尋ねしたいと思います。

市道については、地域に密着した生活道路の整備や地域住民の暮らしの利便性、安全性の向上、地域の振興に大変寄与しております。私は、毎日毎日市道を利用させていただいておりますが、最近気づきました2点について、市民からのお話や、自分で気づきましたことについて質問させていただきます。

まず1点目でございます。市道鍋平鳥ヶ地線、これはスーパーピアゴの前から六条のお宮さんに抜ける道でございます、この市道と1号線の交差するところであります。ピアゴの東側の市道に右折車専用のレーンを設置し、道路改良をしてほしいと思っております。なぜならば、乗用車が名古屋方面に右折しようとするのと次の車が通れず、進まないの、交通渋滞が起きております。特に朝晩はスーパーのお客さんや農協の施設を利用する方が多く、毎日混雑が発生しております。その市道は、道路幅員は両側歩道がありますので、ある程度右折レーンができると思っておりますので、道路改良のほうをぜひともお願いしたいが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 御質問の道路改良についてでございますが、市道鍋平鳥ヶ地線と国道1号線との交差点につきましては、直角に交差しておらず、右折レーンを設けた場合には、直進車両の走行ラインを考慮した交差点計画が必要になるかと思っております。そのために、結果的に用地買収等を含めた交差点全体の大規模な改良が必要となります。単なる右折レーンの改良では困難であると考えております。また、国道1号線の拡幅計画もございまして、国道1号線の全体計画の中でしっかりとした交差点計画をする必要があると考えております。しかしながら、現時点では事業実施段階まで至っておりませんので、まずは交通渋滞解消に向けて、信号機の切りかわるサイクルを調整するなどの対応を国、公安委員会に要望してま

いりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ぜひともお願いしたいと思います。

次に、市道鰐浦263号線でございます。これはちょっと聞きなれん名前でございますけれども、この道路は国道155号線の高架、上へ上がっていくところですね。JR関西線、近鉄にかかる高架鉄橋の手前を左へ曲がりますと、市道鰐浦263号線で、これは関西線を高架鉄橋で渡り、市道におりる2車線道路であります。この道路をおりると、左は車新田、右は近鉄弥富駅へ通じます。この道路は大変便利なよい道路であります。朝の時間帯、国道155号線が大変混雑し、西中地の交差点まで車が並ぶことがあります。朝の一番通りたい時間帯にこの市道263号線には国道155号線の高架の手前から進入するため、渋滞に巻き込まれ、入ることができません。別ルートとして、弥富北中の西側を通る道路がございますが、朝の7時半より8時半までこの道はスクールゾーンで車が進入禁止になっており、また一番通りたい時間帯は通れません。しかし、国道155号線の高架の東側でございますが、そこに鎌倉新橋、これは昭和61年に竣工された橋でございます。その橋の3車線分の仮舗装された用地があり、それが車どめで車が入れんようにして、中を通りません。せっかくあるこの鎌倉新橋を有効に利用し、国道155号線が混雑する時間帯でも市道263号線へ通れるようにしていただいたらどうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 鎌倉新橋を有効利用し、混雑する時間帯に通れるようにしてはどうかという御質問でございますが、この高架橋につきましては、国道155号を整備するに当たりまして、地域の生活道路として側道の整備がされたものでございます。御提案の側道への導入路でございますが、鎌倉新橋は国道155号の将来4車線化のためにかけられたものでございまして、側道を取りつけるに当たり、通過交通の安全性や地域への負荷を考慮して、愛知県と公安委員会との協議に基づき、現在の交通規制になっておりますので、この導入路につきまして1車線つくることは難しいと考えております。

しかしながら、朝の時間帯の渋滞につきましては承知しております。渋滞解消のためにも、名古屋第3環状線の整備促進や国道1号との交差点の安全対策と左折車線の設置などについて、道路交通の流れの改善を国・県に強く要望していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） せっかくあんな広い橋があるのに、通れんというのは残念ではないですね。やっぱり交通事故が起こったらいかんということでとめてあると思っておりますけれども、わかりました。なるべく155号線の混雑が緩和されるように、いろいろ改良をお願い

したいということであります。

道路は市民の生活の利便性や快適性を考えると大変重要なものでありますので、今後もいろいろな観点から注視してまいりたいと思います。以上で終わります。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は2時50分とします。

~~~~~

午後2時38分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に平野広行議員、お願いします。

7番（平野広行君） 7番 平野広行。通告に従いまして、質問させていただきますが、質問に入ります前に、台風26号に伴う大規模な土石流によって多くの犠牲者を出した伊豆大島町において亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、町民の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

このたび、多くの犠牲者を出した伊豆大島町においては、とうとう最後まで避難勧告が発令されませんでした。東京都と気象庁が共同で土砂災害警報情報を発令し、防災専用ファクスで連絡したわけではありますが、町の幹部、そして担当者が帰宅して、ファクスに気づかなかった。機械音声は受信確認ボタンを押さないととまらない仕組みですが、誰もいないため、5分間鳴り続けたそうであります。受信確認ボタンを押していないことを東京都の総合指令部はシステム上つかんでいましたが、大島町が警戒情報を認識したかどうかは電話で確認していなかったということで、最後に行く確認という大事な作業を怠ったということになります。ここで危機管理の甘さが出たわけあります。

本市におきましてもこのようなことのないよう、確認を怠ることなく、より一層危機管理体制の強化をお願いし、質問に入らせていただきます。

まず最初に、安全で安心できるまち弥富市のPRについて質問いたします。

弥富市も、誕生以来7年を迎えました。市行政も市民の皆様の協力により順調に推移しております。しかし、平島地区を中心とした住宅地の開発、あるいは湾岸地区への企業の進出も東日本大震災以来敬遠される傾向にあります。これは、弥富市の弱点である海拔ゼロメートル、マイナス地帯という低地としてのマイナスイメージに起因するものではないかと思われます。弥富市が目指すきらめく弥富になるには、弥富市に住みたいと思う人をふやすことであり、また企業立地を促進し、税収のアップ、雇用を創出することであると思います。

私は、このような状況にするためには、今、弥富市は低地であるがゆえに、水からの災害に弱いとされているこのマイナスのイメージを払拭することであると思います。そのために

は、海岸堤防の強化、液状化対策、さらには高潮防潮堤の補強工事はこのように行っております。また、木曾川左岸堤の地震強化対策、液状化対策は現在このように行っており、大丈夫です。排水についても、排水機場の整備、排水路の整備をしっかりと行っており、大丈夫ですと外部にPRしていくことが大事であると思います。

百聞は一見にしかずといえます。パンフレットによる説明も大事ですが、これらの場所を実際に見せることが一番だと思います。見学する場所としては、海拔5メートルで、弥富市の中では一番高い場所となりますが、鍋田ふ頭の耐震補強がされている岸壁、液状化対策が進んでいる鍋田海岸堤防、排水関連では、排水能力が毎秒48立米の十四山孫宝排水機場、樋門の開閉により供用が可能となり、排水能力が毎秒27立米の末広鍋田排水機場、そして津波・高潮からの一時避難場所としては、占有面積が1人当たり1平方メートルであれば、市民4万4,500人分の避難スペースは100%確保できています。そういった観点から、南部地区防災センター、あるいは十四山中学校、孫宝排水機場の屋外階段を利用した屋上への一時避難場所、あるいはこれは防災とは別になりますが、メガソーラーの建設が進む木曾岬干拓地内の曙地区、富浜ゴルフ場、富浜緑地公園、宇宙産業の中枢を担う川崎重工も含め、見学し、PRしてはどうでしょうか。ぜひこのような企画を立案し、弥富市の安全、並びに特色を発信していただきたいと思いますが、市側の考えを伺います。

議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 弥富市のPRについてでございますが、地理的に本市がゼロメートル地域であるということとは変えることができない事実であります。議員のおっしゃられます東日本大震災以後におけるマイナスイメージは、市においても危惧しているところであります。しかしながら、低地における防災面の対応は、議員も述べられましたとおり着実に進んでいるところであります。

本市のPRにつきましては、6月議会におきましても横井議員より御質問いただきました。大変重要なことと思っております。

市に対する市民アンケートにおいて、これからも弥富市に住みたいと答えられた方が84.8%、前回5年前の81.2%と比べると3.6%上がっており定住意向が強まっております。マイナスイメージとしてはないものと考えておりますが、満足度や重要度では、災害対策の充実が最も望まれており、さらに定住意向を強める視点に立って、各種政策を進めてまいりたいと考えております。

企業の進出などにおきましては、東洋経済の2013年度版住みよさランキングにおきまして、789市において総合第36位となり、その項目の中で、成長力の産業指数において第2位、民力度の産業指数において第42位と、港湾地域を含め、産業指数について高い評価をいただいております。このことから、現在のまちづくりの政策を着実に推進し、また港湾地区にお

きましては、名古屋港管理組合を初め、関係機関との連携を図り、新たな企業誘致などを進めていくことが重要であると考えております。

議員御提案の市内PRツアーにつきましては、現状といたしましては実施することは考えておりませんが、弥富市が安心・安全で住みよいまち、豊かで活力に満ちたまちとしての魅力や可能性をこれからも市内外へ積極的な情報発信、広報活動とともに、本市以外の場所で開催されるイベントなどへの参加活動など、機会あるごとに弥富市のアピールを続け、PR活動をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 市としては、マイナスイメージはないということではありますが、PR活動ですね。私のきょうの質問は弥富市のPRということを主眼に置いておりますので、その点で質問させていただきます。

私も、今まで一般質問の中で、海岸堤防の強化、液状対策の進捗状況、排水機的能力について、また津波・高潮からの一時避難場所の確保の状況を逐次質問し、その安全性を確認してまいりました。そして、今回このような質問をしたわけであります。

こんなようなことを言うと、弥富は液状化が起きるからだめだと言われる方が多数見えますが、これは弥富市に限ったことではありません。先日も1,200年前の尾張地区の地図を見せていただきましたが、西尾張地区ほとんどが海の中であります。

また、1カ月ほど前になりますが、私、浦安市へ液状化の視察研修に行ってきました。浦安市は荒川、江戸川、東京湾と三方を川と海に囲まれた、本市と全く同じであります。昭和40年から50年にかけての第1期埋め立てによりディズニーランドができ、昭和47年から55年にかけての第2期埋め立てにより住宅地ができたわけであります。昭和37年以前の土地を元町地区、第1期埋立地を中町地区、第2期埋立地を新町地区として、市を3つのブロックに分けております。液状化が起きたのは中町地区、新町地区といった埋め立て後50年以内の土地であり、元町地区では液状化は見られませんでした。また、海岸堤防についても、堤防内側のコンクリート破損は多数あったようですが、堤防自体が破損し、海水が内陸部に浸水したことはありませんでした。

液状化、液状化といって、いたずらに市民の皆様の不安をあおってはだめだと思います。しかし、楽観していいわけではありません。安全対策には万全を期さなくてはなりません。本市におきましては海岸堤防の液状化対策工事を急ピッチで行っております。人間は心の持ち方が大事であります。ネガティブに考えるのではなく、ポジティブな考え方を持っていただくことを申し上げ、次の質問に入ります。

次は市民参加のまちづくりについて質問いたします。

弥富市第1次総合計画の中において、協働のまちづくりが言われております。予算の上に

においても、地域協働まちづくり予算として500万円が毎年計上されており、市民の皆様もいろいろ計画を立て、市民参加によるまちづくりを行っております。これらの予算は、環境美化活動とか、防犯活動が中心の、いわゆるハード面での協働のまちづくりが主なものであります。今後は、さらにソフト面での市民参加のまちづくりをしなければなりません。

現在、本市におきましては、弥富市への提言メール、あるいは御意見箱といった制度がありますが、これは市民の皆様が気づかれたことを提言しているわけではありますが、今回、これをさらに一歩進めて、市側からテーマを決め、そのテーマごとに意見を伺う、またアイデアをいただいております。どうかということでもあります。

9月議会でも、未利用地の利用の件について早川議員から質問がありましたが、それはできませんとか、利用できませんとか、ネガティブな回答ばかりでした。それなら、市民の皆様から広く意見を求め、いいアイデアがあれば採用し、事業を進めていくのがよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

そこで、まず現在、どのような形で市民の皆様の見解を取り入れているのか。そして、それをどのように市政に反映させているのか、伺います。

議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 市民の皆様の見解の取り入れでございますが、常時承っているところのホームページからの弥富市への手紙、これメールでございます。また、市役所1階に設置してあります御意見箱、これらによりまして、市民の皆様の見解に対する御意見などをメールや手紙などでいただき、これを市政運営の参考として、事務改善や窓口サービスの向上に反映させていただいております。

また、このほかに、市民の皆様の見解やニーズを的確に把握するための各事業運営に係るアンケート調査、また審議会等の見解を広く市民から公募することにより、市民の見解を市政に反映し、市民による市政への参画を推進することを目的とした審議会等の委員の一般公募、また市が計画、主に計画でございますが、などの案を事前に公表しまして、市民の皆様からの見解を伺いまして、寄せられた見解に対して、市の考え方を公表するとともに、その寄せられた見解を考慮して、最終案をつくっていく一連の経路としてのパブリックコメント、また市民と行政が相互の理解と信頼のもとで目的を共有し、連携、協力しながら、よりよいまちづくりを進めるための市長が市政の現状を説明する市長出前講座、また各自治会や各種団体との意見交換としての懇談会などがございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 平野議員。

7番（平野広行君） それでは、今、未利用地ということで、私、話を出させていただきしたので、この件に関して、少し質問いたします。

まず未利用地の利用法に関するアイデア募集の件ですが、愛知県においても行っておりま

すので、職員の皆様はよく御存じだと思いますが、少し説明させていただきます。

こういった重点改革が愛知県から出ております。この中で、未利用地の活用方法について、平成23年度中に広く市民からアイデアを募集する仕組みをつくるということで、出ております。

そんな中で、募集の要領をちょっと説明させていただきますが、アイデアを募集している未利用地として、以下のファイルをごらんくださいということで、パソコンで一覧表を見ることができます。アイデアの送付先としては、財産管理課の利活用グループまでということになっております。注意事項としては、アイデアが必ず採用されるとは限りませんということ、それから、アイデアを一部変更して利用することがあります。また、提案者に対する報奨金等はありません。アイデアの検討結果については提案者に御報告します。こんなような注意書きがございまして、実際にどんな用紙かといいますが、このような格好の用紙になっております。未利用地の活用に関するアイデア、提案年月日、御氏名、連絡先、法人・個人の別、それからアイデアということで書くようになっております。

本市におきましては、中期財政計画の中において、歳入面においては未利用地の売却・活用をうたっています。普通財産としての未利用地のリストをこのようにいただいておりますが、全面積2万135平米のうち、約7割に当たります1万4,629平米が大藤、栄南地区にあります。今回の一般質問でこれらの土地の利用方法を質問する予定でしたが、先日行われました全員協議会の場で市側のほうから稲元地区にあります雑種地としての3,000平米、境町地内にあります5,000平米については太陽光発電を考えているという旨の報告がございました。ただし、稲元地区においては売却も検討するとの発言もありましたが、いずれにしましても、地元との十分な協議の上、地元の理解を得てから行っていただきたい。また、太陽光発電も結構ですが、売電単価が下がってきておりますし、今後、さらに下がることも予想されますので、採算性を十分検討し、また市民の皆様からのアイデア募集による案も含め、十分検討した上で進めていただくことを強く求めます。

それと、このリストの中で、もう1件、鍋田町稲山にあります水防倉庫の跡地、宅地5,233平米、この土地は宅地であります。今後の利用計画はどのように考えてみえるのか、質問いたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 今、議員御指摘の鍋田町地内の5,233平米の土地につきましては、立地条件も恵まれ、資産価値も高いというふうに捉えておりますので、とりあえず太陽光発電の事業用地というふうにしますと20年間の縛りができますので、そういったものから外しまして、今後さらにいい利用価値が生まれるかどうか、今後の検討課題として、当面そういった形で管理していきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） この土地の利用方法こそ、市民の皆様のアイデアを募集するのが一番ではないかと思えます。まず地元の皆様の意見を伺うこと。これをまず第一に考えていただいて、進めていただくことを求めておきます。

次に、市への政策提言及び各種イベントに関するアイデアの募集について質問いたします。

先ほど、部長のほうから説明がございましたように、パブリックコメントはある程度大きな事業に対して市民の皆様の御意見を伺うことであります。同じようなことではありますが、もう少し細かい事業に対しても、いろいろなテーマ別にアイデアを募集するような制度を取り入れ、広く市民の皆様の御意見を伺い、市政に反映する、このようなことに対して、どのように考えてみえるのか、アイデアの例を挙げながら、順次質問いたします。

例えばきんちゃんに関していいますと、今回初めて全国のゆるキャラグランプリに参加したわけでありまして、これも市民の皆様から、参加しないのかという要望がありまして、エントリー締め切り日の1週間前に参加したわけでありまして、大きく出してくれたわけでありまして、参加1,580体中785位となりました。これは1人1日1回の投票、パソコン、携帯からしかできませんので、このような結果になったと思えます。私も、朝起きますと、ワンクリックするのが日課でありました。

熊本のくまモン、岡崎のオカザえもん、またふなっしーといったように、全国的に有名になれば、自分の自治体を大きくアピールし、まちおこしになるわけでありまして、本市におきましても、ことし、きんちゃんグッズもふえましたし、まだまだグッズの種類、あるいは販売の方法についても広く市民の皆様のアイデアを募集したり、また蟹江町のように、かに丸くんのサブキャラといいますが、ちょき丸くんも登場しました。本市におきましても、サブキャラとして、例えばデメキンマルとか、そんなような登場を考えてみえるのか、ちょっとお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

きんちゃんのパート2と申しますか、つくる気はないかということでございますが、端的に申しますと、当面は制作していく考えはございませんが、今現在、海部県民センターからのお話で、海部地域の各市町村連携のもとということで、水と生きる海部地方、仮称ではございますが、これをテーマとして、インターネット動画等を用いて、わかりやすく紹介する地域動画作成の制作検討会が今進められておりますが、その中で、水と生きる海部地方の海部地域盛り上げ隊というアイドルユニットでございますが、その企画案において、各市町村ごとに海部地域の盛り上げ隊のメンバーを1人ずつ割り当てまして、地域にちなんだキャラクター名をつけまして、そして設定キャラクターをナビゲーターとして各市町村の御紹介を

していくという企画案でございますが、今はその中で進んでおるような状況でございます。

また、そのアイドルユニットの海部地域盛り上げ隊は、各市町村ごとにカラーを設定しまして、衣装等も設定カラーに合わせまして対応していくというような企画案で進んでおります。ちなみに参考で言わせていただきますと、津島市で申しますと、キャラクター名をツシマフジコ、名前の由来というのは、天王川の名称であります藤棚に由来するような名前でございますが、イメージカラーは当然藤の花の色ということで、紫のパープル。本市でいいますと、ヤトミランコ、名前の由来は、市の特産であります金魚のランチュウが由来ということで、イメージカラーは金魚を示していますので、レッド、赤をイメージしております。このように、各市町村ごとにキャラクター名とイメージカラーを設定しながら、アイドルユニットの海部地域盛り上げ隊、略称AMTというようなアイドルユニットの名前までつくっておりますけれども、それによって、今後PR活動を予定しております。

また、来年の春祭りにもこのようなアイドルユニットの出演依頼を申し上げまして、PR活動をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 私が考えている以上のことを考えてみえまして、本当にありがとうございます。

けさも、私のフェイスブックに市民の方から、サブキャラとして、リュウキンちゃんとか、デメキンちゃん、サクラニシキちゃんを使ってはどうだというようなことのフェイスブックの投稿をいただいております。このような質問をちょっとさせていただきまして、それ以上のことを考えてみえるということで、感心いたしました。

続いて、もう1点、この間も豊川市で行われましたB-1グランプリ、ことして8回目を迎えるわけですが、年々参加する自治体もふえて話題になっております。第1回は八戸市で行われて、1万7,000人でしたが、前回、8回目の豊川市では58万人というすごい人数になりました。市民の皆様からも、弥富も参加したらいいのにねという話をよく耳にします。事前の審査もあって、今すぐ簡単に参加ということはいきません。本市としては、今後、これに対してどのように取り組んでいかれるのか、質問いたします。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） B-1グランプリについて、どのようにという御質問でございますが、B-1グランプリでございますが、正式名称、御当地グルメでまちおこしの祭典B-1グランプリという名称でございます。B-1グランプリのコンセプトがまちおこしになります。行政予算を使わず、箱物を必要とせず、既にある地域資源を活用するだけで、従来の方法ではなし得なかったまちおこし、地域それぞれが持つ魅力を御当地グ

ルメという旗のもとに、料理を通じて地域をPRする。そして、食で地域おこし活動を行うまちおこしのイベントであるというふうに認識しております。

また、グランプリに出展するにはという御質問だと思うんですけども、今後、出展するにはということで、B - 1グランプリでは、参加出場のことをあえて「出展」という表現にこだわっておるといいますか、展示会的な考え方であるということで、出展という表現をしておるそうでございます。B - 1グランプリに出展するためには、議員、中身についてはよく御承知かとは思いますが、あえて申し上げさせていただきますと、まず一般社団法人愛Bリーグの本部加盟会員である必要があるということで、会員資格につきましては2種類がございます。準会員の支部加盟会員と、正会員であります本部加盟会員でございます。そして、入会資格として、会員の定義でございますが、1つ目といたしまして、食のまちおこしを通じて地域を元気にしようという志を持ち、一定の活動実績がある団体であること。2つ目といたしましては、B級御当地グルメということで、4点ございまして、1点目が、食べたらいまいと絶対の自信を持ってお勧めのできるものであること。2点目が、地元の人が日常的に食べているもの、または日常的に食べることができるもの。3点目が、食材でなく、料理として提供されるものであること。4点目が、特定の一飲食店のメニューではなく、そのまちに行けば複数の店で提供していたり、一般家庭で食べることでできるものであることというような基準がございます。

流れから申しますと、支部に加盟してから、B - 1グランプリに出展するまでには1年から2年以上がかかるそうでございます。まず準会員として登録され、日常的な食のまちおこしの活動を確認していただくこととなります。そして、その活動のお披露目の場がB - 1グランプリであるという考え方だそうでございます。したがって、B - 1グランプリに出ることだけを目的にし、日常的な活動の実態がない場合はB - 1グランプリに出展することはできません。年間の活動実績を踏まえ、準会員から正会員への昇格審査を理事会がすることとなっております。また、B - 1グランプリの開催地の決定は立候補制ということになっておりまして、愛Bリーグの本部加盟団体 正会員でございますが のみが誘致する権利を有し、愛Bリーグの理念を理解していると認められる地域でしか開催することができません。

以上がB - 1グランプリの出展までの流れ及び仕組みとなっておりますが、現状といたしまして、本市におきましてはB - 1グランプリへ出展する状況にはまだございません。市といたしましては、今はB - 1グランプリ出展によるまちおこしは考えておりませんので、御理解のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） ありがとうございます。

やはり出展するまでにはかなり高いハードルがあると思いますので、今後、市民の皆様からのそういった声が大きくなったら、またぜひ御検討をいただきたいと思います。

そのほか、夏なんかになると、鍋田の堤防やら、境港、あるいは木曾岬町の堤防には大勢の方が見えて、長島温泉の花火を見ているわけですが、例えば富浜のゴルフ場からこういった花火が見れるということになれば最高だなと思います。市民に限り、人数限定で花火見物ができないか、そんなようなアイデアとか、あるいは交通問題では、信号をつけてほしいけど、なかなか信号はつきません。危険な交差点における事故防止策のアイデア、あるいは広報「やとみ」の中で今紹介されておりますが、「こんなええとこ、あったがね」という写真の展示があります。これは過去にあるもの、でき上がっているものの紹介でありますから、まだこれから未来に向かって、こんなことができたならええがねといったことのアイデア募集等、まだまだその他いろいろあるわけですが、我々議員や職員の皆様のかたい頭ではなくて、市民の皆様の柔軟な頭脳を利用させていただくことが大事であると思ひまして、今、ちょっと例を挙げさせていただきましたが、このようなことに対しまして、どんなふうにお考えかということ。同じ質問になりますので、総務部長、先ほど答えていただきましたので、省略しておきます。

もう1点、以前にも私、提言しましたが、こういった意見提案が採用されたといったときには表彰する制度を設けてはどうかということ、以前も質問しました。もちろん報奨金はありません。ただ、市民の皆様の市政への関心度を向上し、さらには市政参加の意気高揚を目指し、こういうことがありますので、このことに対してはどのようにお考えでしょうか。これ、通告をしてありませんので、お答えいただければ、それでも結構ですが、お答えいただけますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 市民の方からの提案に対する報奨制度ということでございますが、それにつきましてはこの場で明確にお答えできませんが、一応検討課題ということで、すぐできるかどうかはわかりませんが、そういう形で捉えていきたいと思ひます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） それでは、次の質問に入ります。

3点目ですが、弥富市の市道における迷惑駐車について質問いたします。

昨今、世界においては、東南アジア、アフリカ等の発展途上国において車の需要がふえ、日本からの中古車の輸出が増加しております。弥富市においても、鍋田ふ頭の拡充により当港からの中古車の輸出が増加し、特に弥富市南部地区においてはその輸出の利便性がよいため、輸出用中古車の駐車場が多くなってきております。駐車場内に車が入っていれば問題ないわけですが、駐車場に入り切れない車を市道上に駐車し、市民の皆様の日常生活や農作業

等に迷惑をかけることがふえてきました。これらは、市民の皆様の通報によって蟹江署が取り締まるわけですが、車を移動するのはそのときだけで、1週間もすれば、またもとどおりの迷惑駐車状態になります。結局のところ、これの繰り返しで終わっているのが現状ですが、この件に関して、現状の認識、あるいは苦情の実情について、まずお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 輸出業者の迷惑駐車につきましては、この1年の間に5カ所ほど通報がございました。各案件について、市の職員が現地を確認、指導を行い、改善されない場合には警察をお願いして指導をしていただいております。議員御指摘のとおり、短時間でもとに戻る場合もございますが、再度指導を行うなどしております。指導した場所についてはおおむね改善の方向にあります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 平成4年から8年にかけて、全国の各市町において迷惑駐車、違法駐車に関する条例が制定されています。どの市町の条例もほとんど同じようなものであります。本市におきましても、平成14年の3月に制定された弥富市違法駐車等の防止に関する条例があります。これに基づいて重点地域の指定を行ってはどうかと思えます。条例が制定されて10年になりますが、今までに重点地域の指定をしたことがあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 条例が制定されてから、現在までにこの弥富市違法駐車等の防止に関する条例の規定に基づきまして重点地域の指定を行ったことはございません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 重点地域に指定することによりまして、市の条例があるわけですが、第7条、それから第8条で市長の権限によって関係行政機関と協議して重点地域に指定して、いろんな啓発活動、あるいは取り締まり活動を要請することができるということになっておりますので、ぜひこういった条例がございますので、こういった条例を生かして、今後、取り締まりと申しますか、こういったことがないような、抑止効果を高める取り組みをしていただきたいと思います。

南部地区に限らず、市内の他地区においても違法駐車、迷惑駐車で困っているところがあれば、重点地域に指定して対処すればよいと思えます。

また、事業者に対しての罰則規定は、これは契約書の中において、地主が事業者に対して行うのが一番であると思えます。

いずれにしても、このような案件は、市、港湾、そして地域住民の三者が条例に基づ

き協力しなければ解決しないと思いますが、再度、今後の取り組みについて考えを伺います。  
議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 弥富市の違法駐車等の防止に関する条例を活用して、現状を改善することができないかとの御質問でございますが、議員御指摘の迷惑駐車につきましては、商品としての車の一時保管場所として道路を使用しているものであって、例えばコンテナなどを道路に置いている場合も同様だと思いますので、この違法駐車等の防止に関する条例の適用にはなじまないものと考えております。現状として、おおむね改善が行われていますので、現在行っている指導を引き続き行っていきたいと考えております。

地主と事業者の契約書にこのような場合の罰則規定を盛り込んだらとの御提案でございますが、地主さんのほうへお願いはできるかと思いますが、強制はできないものというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 西尾張中央道においては大型トレーラーによる車の積みおろしを行っておりまして、特に朝の通勤ラッシュ時には1車線が塞がれて大渋滞が発生することが月に数回ほどあります。これによって迂回した車が農道に入って、通学路になっている道路上をスピードを出して通過するわけで、子供たちに危険が及ぶこととなります。また、保育所に園児を送迎する際、違法駐車等の車が車線を塞ぎ、車の通行を邪魔して、お母様方に迷惑をかけることもしばしば見受けられます。いずれにしましても、市道の安全な通行、円滑な通行ができるよう、先ほども申し上げましたように、市、港湾、地域住民の三者が協力して、問題解決に当たっていただくことをお願いしておきます。

通告外ですが、関連がありますので、1点質問させていただきます。

ゴルフ場の利用税交付金について質問いたします。

ゴルフをしたとき、どのゴルフ場でもゴルフ場利用税を取ります。金額は、ゴルフコースによって違います。弥富市の場合、ニッケのゴルフコースと名古屋港ゴルフクラブの富浜コースがありますが、利用税の交付金、つまり弥富市に入ってくる税金は1人当たり幾らでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） ゴルフ場利用税交付金の1人当たりの金額ということでございますが、名古屋港ゴルフ倶楽部のほうが455円、あとニッケ弥富ゴルフコースが280円ということでございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 24年度の決算では約2,780万円が計上されておりますが、ここ数年は交付金が減少傾向にあると思います。過去5年間の交付金の推移がわかれば教えていただき

たいと思います。平成20年度から24年度までの5年間であります。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） ゴルフ場利用税交付金の過去5年間の推移ということでございますが、平成20年度が3,418万2,785円、平成21年度が3,333万2,075円、平成22年度が2,910万6,315円、平成23年度が2,901万2,760円、平成24年度が2,779万3,360円となっております。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 平成20年度が約3,400万円、そして24年度が約2,780万円ということで、差し引き620万円ほど減っているわけです。これ5年間でですね。1年に換算しますと、1年に約120万円の減少となっております。

23年度と24年度の富浜コースのデータしかありませんが、利用人数の現状について少しお話をさせていただきます。

まず利用市町村は、県内61自治体、それに三重県と岐阜県、こういうことになっております。利用者数が多いのは港区、23年度で3,556人、24年度3,801人、対前年比106.9%であります。続いて多いのが中川区、23年度3,548人、24年度3,652人、対前年比102.9%となっております。弥富市の場合、23年度1,142人、24年度961人、対前年比84.2%、減少しております。一番減少しているのが東海市でありまして、23年度2,364人、24年度が1,895人で、対前年比80.2%。弥富市はこの東海市に次いで2番目に利用者数の減少が多いわけであります。

24年度では、1年で弥富市の場合961人の利用ですから、1カ月大体80人ぐらいの方しか利用していないということになります。一月に1回ゴルフコンペを行えば、どんなコンペでも5組ぐらいのコンペがあると思うんですね。そうしますと、20名利用されるわけです。これが1年ですと240名、こういう増加ということになります。中期財政計画においても歳入の伸びは期待できない、こう説明されております。たばこ税と同じで、市内で利用すれば、市に税金が入ってくるわけです。年に10回ゴルフをする方には、そのうち1回ぐらいは富浜のゴルフコース、あるいはニッケのゴルフコースの利用をお願いして、税収のアップに貢献していただきたい、こう思うわけであります。富浜ゴルフコースの場合、運営は公益法人名古屋港緑地保全協会が行っておりまして、弥富市からも理事及び評議員として参加しているわけですから、市民の利用促進を考えていただくようお願いしておきます。

今回は、本市ももっともっと情報発信をして、弥富市に行ってみたい、きんちゃんに会ってみたいと思う人をふやし、まちおこしをしていかなければならないと思い、本市の情報発信を中心に質問させていただきました。10月に行われました第2回の弥富市議会タウンミーティングにおきましても、アンケート調査の中で、何を求めますかとの問いに対して、情報公開を求めるのが一番でした。これは第1回のタウンミーティングのアンケート調査におきましても同じ結果であります。第4回目になりますゆるキャラグランプリ、ことしからきん

ちゃんも参加しましたが、岩倉市のい〜わくん、稲沢市のいなッピーに大きく離され、参加1,580体中785位でした。今後はもっともっと情報発信をして、弥富市をPRして、弥富に住みたい、一度弥富に行ってみたいと思うようにすることが、きらめく弥富をつくる上で大事であることを申し上げ、質問を終わります。

議長（佐藤高君） 暫時休憩とします。再開は3時50分とします。

~~~~~

午後3時41分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） じゃあ、質問させていただきます。

介護医療について質問させていただきます。

これは、平成25年3月、6月、9月と聞いたところ、毎回毎回答弁が違うということ。どれが本当でということね。やっぱりこれをきちっとしてくれないと、ケーブルテレビを見ている方も、何だ、あれはと。むちゃくちゃ言っとるんじゃないかという話とか、やっぱり市側はどういうあれをしておるんだと。市長が、市長というのは、長とつく人はマーカをつける人が長なんだな。首長でもそうです。会社でいくと、社長、会長、いろんなこと、この長がつく人はマーカをつける人が長なんだ。だから、マーカをようつけない。ただ、市長の思いだけで行政が最近進んでおるような気がする。これは、私が思うと、平成19年の1月の選挙、このときには川瀬市長と服部彰文君が立候補するということであった。そのときに、服部彰文君が自分の給料も20%下げる。市民税も一円も無駄に使わない。市街化調整区域を市街化にする。各団体と距離を置くとか、そういう話を言われて、ああ立派な方が、今まで佐藤町長や川瀬町長、それから市長、こういう中でやってきても、こんなすばらしい行政のビジョンというのは初めて聞いた。だから、川瀬市長に、おまえは選挙をやめよと。落ちるでと言ったら、あそこの親族が私をこう持って、こうやってやりやがったが、とうとう落ちた。当然だと思う。それは、私は強く言えなんだということを言いましたけど、川瀬君に16年世話になったから言えた。やっぱり市民が言えた人は、これだけの58歳で出てきて、これだけ弥富市をやってくれるかと。例えば川瀬を100にしたら、服部彰文君なら150か200ぐらいやってくれるだろうという思いで、みんな一生懸命彰文候補に入れたと思う。

どっこい、市長になったら、ころころころころ変わっちゃって、実際言って、市民税を一円も無駄に使わないということよりも、自分の給料の20%も4年たったらやめたという話だとか、介護の問題でもそう。いつまでたっても、あなたたちはうそというか、ちょうらかし

の答弁ばかり。これのときに、6月の20日の日にこれもらったわね、進捗状況。このとき、明るる日、あなたのところへ行きました。そのときには、この109万が、ちょっとあんたら、また変更して金額がちょっと変わったね。初めは71件だったんだけど、今回出したのが69件で、108万近くね。そこの中には、本当に付き添い料だけかと言ったら、課長、あなたが、いや、これは付き添い料だけじゃありませんと。代行料も含んでおりますという話だった。だから、どこが本当なの。この間、言ったときは、これは付き添い料だけだという話だった。これだけころころころころ変わってされておいたら、本当に今の、昨年なんかは、市長、市長なんかは「きずな」という言葉をよく挨拶されよった。もうことしになったら、きずななんて、どこへ行ったかわからへん。皆さん、その後、聞きましたか、「きずな」という言葉。全然聞いとらん。

昨年、私が一般質問やったときにも、市長から、大原議員にも御指導いただきたいという話だったから、私も、この間、御指導するなら、本当にこうやって間違った、マーカーをようつけん人なら、やめてもらったほうがいいなというふうに言いました。

例えば備品でいうと、JISマークと、それからグッドマークというのがありますね。グッドデザインというのがね。こういうのは優秀な商品ということですね。ピンホールであれば、これは何も使い物にならん。やっぱり先ほど言ったように、きちっとしたこと。

だから、今回でも、グループホームの経営者が2ところの中で施設長をやっておると。これはだめなんです、絶対。そのために、平成16年のときにつくったときには、番地を変えて、17年と16年、変えてやったわけ。これは県の指導なんですね。

そして、ここの新聞にあるように、10月には稲沢の老人ホーム、グループホーム、それから津島。これなんかは結局名義貸しということで、介護保険の取り消し、こういうのがありました。

それから、まだレクリエーションというのがありますのでね、請求書の中に、1,800円とかなっているんです。1,800円がついておるんだけど、ここになぜ付き添い料がついておらんのかと。それから、S病院とM病院に行ったときには3日間で4,500円ついております。

この間の説明では、9時半から11時までは1時間1,000円になっておるんです。なぜそんな近いところが4,500円、3日間になっておるのか。

本当に監査というのは6月の日にやられたね。6月の9日かな。やられたときに、初めて監査をやったと。市長の一番初めの話では、18年から県から委託をされて、そして監査もしておりますという話だった。

ところがどっこい、そんな話じゃない。ことしの平成25年6月の9日かな。6月21日ね。21日に初めて監査をした。18年からいったら、市長は19年になられたから、18年ということはないんですけれども、ここ五、六年の間で初めて監査。

それから、ケーブルテレビというのは立派やと思う。市民の方からも電話がありました。結局、本当にそこに従業員が、勤めてない人に給料を払っておるといふ、私に電話がありました。だから、介護課長にも言っておきましたけれども、この方は津島税務署でなくて、一宮の税務署やと思うね、法人になっていますから。一宮の税務署に弥富の市議員の大原功がこういうことを言っているから、このことについて、税務署としてはどのように対応されていますかと、私の携帯番号も言っていただいて、大原功に直接電話してくださいと言ってください。プライバシーの侵害というのは、証明ができればプライバシーの侵害にはなりません。ただし、証明のできないものを自分の思いですることは、これはプライバシーの侵害になりますから、刑法110条かな、これに違反するようになっています。

市側がこういうことをみんな知っておって、それから、県警についても、ことしの1月の28日、愛知県警へ行ってきました。質問する前に私はいろんなことをさきに聞いておいて、確かめていく。そして、警察の方からも証明がいただけるようなことをしておいて、そして、一般質問しておるわけ。私は、神様仏様に絶えずお参りしております。自分が言ったことに、応援してくれるというのが神様仏様やと思う。うそのことを言うんじゃないで、やっぱり正直に物事を判断して質問する。何でもいから、一般質問だから、ケーブルテレビが流れるから、一般質問やればよいという問題ではないと思う。本当に市側がこういうのをチェックしたら、これは私は違反じゃないかなと思う。

こういう点についても、市長がもっときちっとマーカーのつけれる市長になってほしい。市側はもうちょこっと、言ったことについて、絶えず守ってない。これについて、市長はどう思われるのか、答えてちょうだい。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員の御質問にお答えする前に、前段で私に対していろいろと御意見をいただいたことに対しましては真摯に受けとめ、またこれからの行政運営に生かしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、御質問の御趣旨ということにつきましては、グループホーム、介護施設におけるさまざまな今までの御質問に対する私どもの答弁だろうというふうに思っているわけでございます。

その中におきましても、それぞれの定例議会で私どもは大原議員からの御質問に対しては、今回こういう御質問を受けるといことは本当に私ども職員といたしましても初めてのケースと言っても過言ではないぐらい、大変難しい問題もございます。そうした形の中で、関係するところのさまざまな機関、あるいは国のほうにもお尋ねをしながら答弁をさせていただいているところでございます。そうした意味におきましては、質問の趣旨を正しく理解しないために、大原議員に対して誤解を招くようなことが中にはあったかなというふうに思いま

す。このことにつきましては、私のほうから深くおわびをしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

しかしながら、先ほども言いましたように、いろんな関係機関と、その御質問の趣旨に対しては、我々は真摯に答弁すべきだということで調べながら質問に対して答弁をさせていただいているところでございます。御理解をいただきたいというふうに思っております。

今回の議員の御質問につきましては、介護保険法に規定する運用基準、あるいはその中で定めるさまざまな重要案件ということに対してはしっかりと取り決めていかなきゃならないと。利用者との間に取り決めていかなきゃならないということがあるわけでございます。そうした形の中での緊急時の対応、あるいは社会生活上の便宜の提供ということにおいては、その施設の義務的な行為であるということでございます。協力医療機関であるとか、あるいは行政機関への手続の代行行為は、施設が別に定めて料金を徴収することはできないというふうになっておるわけでございます。それにつきましては、私どもといたしましても、確認をするため、厚生労働省の担当室にもお尋ねをし、同じ見解をいただいた、このような見解をいただいたわけでございます。

また、一方、厚生労働省といたしましては、その担当室は、施設の人員配置基準を満たしていれば、付き添い料や代行するために施設を離れることは可能だという見解もでございます。

また、一方では、今回の件に関しましては、厚生労働省の担当室は、国の定める運用基準から見れば不適切なことはあるけれども、利用者及び利用者の家族の同意を得ているために、常勤監査委員による人員配置基準も満たしておる。そのようなことからして、不正な請求行為とまでは言えないという見解でございました。

私どもといたしましても、その施設の行為は、やはり重要事項の説明書に記載をされていないというようなことにおいて不適切な行為ではあったけれども、大原議員の御質問の言葉をかりれば、法律的な違反までにはなっていないというふうに思っているところでございます。

私どもが、全員協議会等でも私はお話をさせていただいておるわけでございますけれども、例えば行政的なところで処分行為というようなことができるのであれば、それは、いわゆる保険給付額の不正請求があった場合、これはやはり我々としては処分していかなきゃいかん。行政処分をしていかなきゃいかん。

そしてまた、もう一つは、いわゆる人員がきちっと満たされてなくて、その施設が運営されている。こういう状況においても、やはりこれは的確ではないというふうに思っております。

もう一つは、施設の利用者に対して、著しいいじめであるとか、虐待的な行為があれば、これは行政処分の対象になるだろうというふうに思っております。

そうした形の中において、首尾一貫として、私たちは今回の件につきましては、いわゆる指導、勧告の範囲という中で進めさせていただいてきた状況でございます。御理解をいただきながら、今回のグループホームの問題につきましてはそのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） 経営するときに、グループホームというのは、医療提携機関については代行料とか付き添い料は取らないと。取れないというふうに国の規定があります。その規定を破って取るということは、いわゆる国の規定というのは法律と一緒になんです。それを違反したら罰しましょうと。例えば40キロのところを80キロで走っても、捕まらなきゃ、これは違反にはならん。それと同じことです。それは、みずから自分が40キロのところは40キロで走りなさいという戒めをせないかんわけね。捕まらんから、もう何でもいいんだと。私がこれ調べたから、69件の方がこれだけの金額。これはたった2件分ですよ。先ほど言ったように介護保険に、ここに働いておらん人、その人の給料を払っておるとことは不正行為になるんですよ。そこに人数がいなくて、なぜ給料を払うということになると、これは当然介護法の中では、そこに人数がおらんきゃいかんわけです。6人なり9人なりおらんきゃいかんわけ。全くおらん人に払っておったら、その中で、法人税にかかわること、これは。

それから、今、市長が言ったように、代行料というのも、私は中部運輸局に3回行きました。それから、愛知県警も行きました。愛知県警は1月28日に行きました。そして、そのときに愛知県警の担当者は、代行料というのは、多分許可をとっているのかもわかりませんが、玄関まで私をその警察官は見送ってくれて、そして中部運輸局はこの前にありますと。そこで確かめてくださいということで、私は確かめました。当時は小松田さんだったかな。この方が担当であったわけね。そうしたら、この方が言われるのは、中部運輸局の話では、グループホームについて運輸許可を出してないから道路交通法には違反にはなりませんと。うちのほうでは関係ありませんから。これは警察のほうに行っていただけがいいという話です。それは、部長も課長も代行料じゃないないと言うけれども、これは代行料とはみなせんわけね、許可がないから。この間も言ったように、私のところも市側に、道路の使用許可とかいるんなものももらいますね。使用許可をもらっても、その事業をやる許可がないと、市長が許可をくれても、これはできません。事業はできません。これが事業許可です。営業許可と事業許可とはまた違います。

だから、市側が言っておる答えが全然違う。国の規定は何だったということになる。市でもそうでしょう。条例なんかいろいろつくる。その条例についても、結局市側がこの条例で、例えば3月31日、4月1日から執行しますとかいうことをやるわけでしょう。それはみんな

条例やいろんなものをつくったり、規則をつくったり、要綱をつくったりしてやるわけ。全く今の服部彰文市長だと、本当言うとマーカーをつけることができないんじゃないかなと思う。ただ、自分の思いで、こうしたい、ああしたい。

一番初め、三宮議員が都市計画税のことを言いました。発展のためにやるだったら、今の蟹江なんかは、川瀬町長だった。そのときには、蟹江町は都市計画税を取ったわけです。だけど、新たに佐藤篤松の新町長ができたら、都市計画税は廃止したんだ。蟹江町は12平方キロメートルぐらいかな。弥富市の4分の1ぐらいしかない。三宮議員にもらったさっきの紙だとか、個人税でも弥富より多いんですね。それだけ発展しておるわけ。だから、都市計画税を取ったら発展したわけなんです。都市計画税を取らなかつたら発展したわけというふうにならざるを得ないわけなんです。

先ほど、市長が三宮議員の答弁の中でも、弥富市の発展のため。発展のためじゃない。あれは都市計画税は目的税だよね。だから、大きな私との差が違う。税金というのは目的税だから、足らなきゃ、どんどんどんどん場合によっては上げてても仕方がないわけね。例えば財政破綻になると、学校とか、それから福祉については事業はできるけれども、それ以外については事業は多分できんと思いますね。必ずそういう規定があるわけですね。だから、やっぱりそういうものをきちっと市長が守っていただきたい。

市長に聞きますけれども、地方自治法の条文の中に30条と33条があるけれども、これはどういうふうになっていますか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答えしなければならんわけでございますけれども、御質問が、大変失礼な言い方でございますけれども、私どもにいただいている事前通告と大きくその質問内容が離れておりますので、何を答弁していったらいいかということについては少し困惑をしている状況でございます。

地方自治法につきましては、また勉強させていただき、また御報告申し上げていきたい。御報告申し上げるといっても、議員御存じだろうというふうに思いますので、私自身、勉強させていただきたいというふうに思っているところでございます。

先ほどの御質問の中で、代行料、あるいは中部運輸局の見解が民生部長の答弁と違っていたというようなことも過去にはございました。その件につきまして、私どもの答弁をさせていただきたいわけですが、道路運送上の許可、もしくは登録の必要があるかどうかということにつきましては、その代行料、あるいは付き添い料に、いわゆる運賃が当てはまるかどうかという判断が運輸局から出されておるわけでございます。代行料、あるいは付き添い料が運賃に当てはまるということならば、当然許可、あるいは登録が必要となるということでございます。しかしながら、ここの代行料につきましては、この中に運賃は入ってい

ないことを中部運輸局で私どもも確認をいたしておりますので、許可、あるいは登録の必要性はないというふうに思って、答弁をさせていただいております。

そういった形の中で、施設のほうも同様に考えているというふうに思っております。許可や届け出の書類は出していませんので、議員の言われるような、運輸局は運送許可を出していないから運送法に当たらないという形での運輸局の回答と、私どもの民生部長の答弁は整合性がとれているというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

それから、先ほどの御質問の中に従業員の給与という話もございましたので、そのことにつきましては副市長のほうから答弁させます。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 先ほど従業員でない者に給料を支払っているという情報があるという話でございましたので、これはもし、本当に従業員でない方に給料を払っておるとすれば、これはまず所得税法というか、法人税法に大きな問題があるだろうというふうに思っております。それが一つと、それと、もしそこに従業員としているんだというカウントをして、私どもに届け出をしておるということになると、配置基準を満たしておるかどうかということがありますので、また詳しい情報を教えていただいて、対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） この方から電話をもらったんですけども、携帯番号を私は知っています。だから、行政機関の中で、あなたたちが、介護課長にも聞きましたけれども、一宮税務署に行っていたら、この方がこうだということぐらいは、この方も、名前を言うのだけは伏せてくださいという話だった。だけど、携帯でうちに20回ぐらいかかったね。初め非常通知でかかってきたの。だから、嫌がらせかなと思って、うちのも出なかった。私も出なかった。そのうち、何回かかってくる間に携帯電話に携帯の番号が書いてある。携帯番号を持っています、ちゃんと。だから、その説明を一宮税務署でもちゃんと説明させていただきます。だから、安易に証明のできないことを議会でどうだこうだということは言っておりません。先ほど言ったように、運輸局が許可をしてないから、運送法には当たらないということなんですね。ここの違いをよくしといてもらわないかんですね。運輸局が許可をしたものについては料金の設定をしますから、これ以上取ってはいけませんよというふうに言われました。だから、それ以外の警察のほうにも言いました。警察のほうは、許可をとってなかったら道路交通法違反になりますよと。まして、弥富市の場合は、市長が指導については管理者であります。管理者の中で、無免許の者を代行料、いろんなところを走らせて、もし事故があったら大変なことなんです。

それから、介護のことについても、市長が通告とは違うと言うけれども、あなたがきちっとマーカーをつけてないから、蟹江町のことと言わなきゃいかんわけ。マーカーをきちっとつけてしておれば、そんなよそのことまで言わなくてもいいわけね。蟹江町の人にはマーカーをきちっとつけておるから、あれだけ発展した。だから、そういうのをやっぱり教訓にしなければいかん。

それから、介護についても、私がこれを何回も言うのは、介護保険というのは、40歳から払わなきゃいかんね、介護保険税というのをね。そうすると、これから20年、30年たって、本当に介護を自分が見てもらえるかという不安があっても、国の制度、行政の制度だから、どうしても払っていかないかんというのが皆さんの思いなんですね。市長はまだ若いから、介護にかかる必要はないんだけど、でも払っていかないかんわけね。だけど、自分は介護にならんかもわからん、なるかもわからん。でも、やっぱり国の制度、そして自分が安心して見てもらえる。こういう制度があるから、皆さんが国民健康保険税でも払ったり、それから市税でもそうですね。弥富市に住まわせていただきたい。そのためには、弥富市が事業をやって、どんどん発展していく。それについても、やっぱり自分が一人のところで住むんじゃなくて、隣近所にようけ住んでいただけりゃあ、防犯についても、生活についても、安全性、いろんなものについてもフォローしていただける。そういう市長が本当に今弥富市にあるわけなんです。だけど、市長が、前にも言ったように、また外れるといかんと言われるかもわからんけど、ソニーの盛田昭夫さんは、勉強、学問だけじゃない。努力があったから、現在のソニーがある。

服部彰文市長も、今の弥富市があるのは、服部彰文市長の御尽力があるから、ここまでみんなが安心して安全で生活ができるんです。先ほど言った地方公務員法の条文の30条と33条は何が書いてありますか、市長。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） たびたび御質問で、地方公務員法の何条でしたっけ。

18番（大原 功君） 30条と33条。

市長（服部彰文君） ということにつきましては、また私自身も勉強させていただきたいというふうに思っております。恐らくという形の答弁はいけないかもしれませんが、やはり公務員として律すべきことということが恐らく記載されているだろうというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 30条の中には、サービスの根本的な基準が30条にあります。それから、信用行為の違反、こういうのがあります。結局一般質問をやった3月なら3月、今だったら12月ね。12月の中で間違った答弁があれば、定例議会の間なら取り消すこともできます。だ

けど、それが過ぎてからはこれはだめなんですね。だから、その辺のところももうちょっと市側がきちっとしないと、いつまでもこんなことでしておってはいけないので、市長から、運送法についても、介護課長は、これは代行料と付き添い料と料金だと言ってみえるんだから、当然愛知県警へ行っていただいて、調査をしていただく。税務署についてもきちっとしていただく。それからもう一つは、グループホームの中に、同じ敷地の中でも番地が違って、会社が違うんですね。会社が違うところに、同じ施設長が両方兼務することはできないんです。これはできないわけですね。それをやっておったら、これは名義貸しになります。名義貸しは、先ほど言ったように、稲沢や津島の人が同じ人が名義貸しをしておって、いわゆる私文書偽造というのでやっておって、逮捕され、そして愛知県が10月、その施設から全部他の施設に移動させました。介護保険取り消しということがありましたから、そういうのが載っております。市長、見られたことあるかな。なんやったら、市長、上げますわ。

やっぱり本当に市民が安心して暮らせるような、そういう市長にやっていただいて、マーカーをきちっとつけて、そしてきずなというのでも忘れないようにやっていただくようお願いをして、長々しておっても市長も疲れるので、ここで一般質問をやめます。ありがとうございました。

議長（佐藤高君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~

午後4時24分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 伊藤正信

同 議員 大原 功